

静岡県子ども読書活動推進計画

— 第二次計画 —

平成 23 年 3 月
静岡県教育委員会

はじめに

読書は、子どもにとって、豊かな情操を養い確かな学力を育む上で、とても大切な活動です。また、多様かつ大量の情報が簡単・瞬時に入手できるようになった情報化社会の中で、自らの意思と判断で人生をより豊かに生きていくためには、本を通して自分と向き合う読書体験が大変重要であると考えられます。

さて、平成22年は国会で「国民読書年」と定められ、全国で様々な取組が実施される中、本県では8月に第37回全国学校図書館研究大会（静岡大会）が開催されました。また、県立中央図書館が中心となり「国民読書年記念フォーラム2010！しづおか」をはじめとする多様な事業も展開されました。こうした取組を通じ「読書県しづおか」を改めて県内外にアピールすることができたところです。

このような中、平成16年1月に策定した「静岡県子ども読書活動推進計画」（平成20年2月「後期計画」策定）は最終年度をむかえ、県教育委員会としては、この6年間の取組に対する成果と課題について検証してまいりました。

その結果、市町における「子ども読書活動推進計画」策定率全国第一位（97.1%）、小・中・特別支援学校における全校で取り組む読書活動実施率100%、公立図書館における子ども一人あたりの児童図書蔵書冊数7冊以上、読書ボランティア養成数1万人以上等の成果を上げることができました。その一方で、学校司書等の配置や図書標準の達成等、財源を伴う目標については達成が困難な状況にあるという課題も浮き彫りとなりました。

この第二次計画では、これまでの基本的方針や現状・課題を踏まえつつ、本県の読書活動が目指す姿と、これから約10年間に本県が家庭・地域・学校等が連携して社会全体で取り組んでいく施策の方向についてまとめました。

今後、この計画に基づき、市町や関係諸機関・団体等との連携をさらに推進しながら、県民一人一人が生涯を通じて読書を楽しむ習慣が確立されていく「読書県しづおか」の構築を図ってまいります。

終わりに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見をいただいた県民の皆様、市町所管部局及び関係諸機関・団体に対し、厚くお礼申し上げます。

平成23年3月

静岡県教育委員会
教育長 安倍 徹

目 次

第1章 基本的な考え方	4
1 計画の目的	4
2 計画の性格	4
3 計画の期間	5
4 計画の基本方針	5
第2章 施策の方向性	8
1 家庭における子どもの読書活動の推進	8
(1) 保護者に対する啓発	8
(2) 関係課・機関、民間団体等との連携	9
2 地域における子どもの読書活動の推進	10
(1) 公立図書館の整備・充実	10
(2) 幼稚園・保育所その他関係機関における読書活動推進機能・事業の充実	15
(3) 地域における子どもの読書推進活動等への支援	16
3 学校における子どもの読書活動の推進	18
(1) 学校における子どもの読書活動の推進のための取組	19
(2) 学校図書館等の機能の強化	22
4 図書館間等の連携による子どもの読書活動の推進	26
(1) 公立図書館間の連携	26
(2) 学校図書館と公立図書館の連携	28
(3) その他関係機関と学校図書館・公立図書館の連携	29
5 啓発・広報等の推進	29
(1) 情報の収集・提供の充実	29
(2) 読書週間及び「子ども読書の日」等における啓発・広報の推進	31
6 推進・支援体制の整備等	32
(1) 県における推進・支援体制の整備	32
(2) 出版、書籍販売業界等との連携	33
(3) マスコミ等との連携	34
(4) 施策の実施に向けて	35
努力目標（数値目標）一覧	36

第3章 重点的な取組	37
1 家庭における子どもの読書活動の推進	37
2 地域における子どもの読書活動の推進	37
3 学校における子どもの読書活動の推進	38
4 図書館間等の連携による子どもの読書活動の推進	39
5 啓発・広報等の推進	39
6 推進・支援体制の整備等	40

参考資料

1 文字・活字文化振興法	41
2 子どもの読書活動推進に関するもの	41
(1) 子どもの読書活動推進に関する法律	
(2) 子どもの読書活動推進に関する基本的な計画	
3 公立図書館に関するもの	50
(1) ユネスコ公共図書館宣言	
(2) 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準	
4 学校図書館に関するもの	53
(1) 学校図書館法	
(2) 学校図書館図書標準算定表	
(3) 学校図書館の充実及び司書教諭に関する配慮事項	
5 平成22年度静岡県読書活動推進会議委員名簿	57

第1章 基本的な考え方

1 計画の目的

読書は、活字を媒介として自分自身の力でその本の世界を心の中に描き出す活動です。この読書ならではの作業を通じて、子どもたちは言葉を学び、想像力を豊かなものにしていきます。

氾濫する断片的な知識によって行動が決定されやすい今日の情報化社会の中では、自ら学び自ら考え、主体的に判断する力や他人を思いやる心、いわゆる「生きる力^{※1}」が必要です。また、高齢化社会を背景に、長い人生をよりよく生きるために「自己啓発力」も求められています。

子どもの頃からの読書習慣の確立は、こうした力を育んでいく有効な手段の一つです。

静岡県における子ども読書活動の推進については、平成16年1月に策定した「静岡県子ども読書活動推進計画」（平成20年2月「後期計画」策定）や静岡県読書活動推進会議の協議に基づいて施策を展開してきました。

この成果や課題を踏まえ、以下に掲げる「計画の性格」「計画の期間」「計画の基本方針」により、「静岡県子ども読書活動推進計画（第二次計画）」（以下「推進計画」という。）を策定するものです。

2 計画の性格

（1）法に基づくものです

この推進計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号。）^{※2}（以下「法」という。）第9条の規定に基づき策定するものです。また、法第8条の規定により国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画^{※3}」（以下「国的基本計画」という。）を基にしつつ、これまでの「静岡県子ども読書活動推進計画」（以下「第一次計画」）の進行状況や他の計画等を踏まえたものです。

※1 生きる力：

第15期中央教育審議会第一次答申（平成8年7月）で示された、21世紀の子どもたちに求められる資質・能力。その後の一連の教育改革はこの言葉をキーワードとして展開しており、平成23年度から全面実施される、新しい学習指導要領においても、子どもたちの「生きる力」をより一層育むことを目指している。

※2 子どもの読書活動の推進に関する法律：

平成13年12月12日公布され、子どもの読書活動推進に関する基本理念・国及び地方公共団体の責務・必要事項等を定めた法律。巻末の参考資料参照。

※3 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画：

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国の読書推進施策の基本の方針と具体的な方策を明らかにしたもの。巻末の参考資料参照。

(2) 静岡県の「有徳の人」育成と結びつくものです

この推進計画は、県の総合計画「富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン」^{※4}や県の教育振興基本計画^{※5}にいう「有徳の人^{※6}」を育成するための具体的な実施プログラムの一つとなるものです。

(3) 市町の推進計画の指針となるものです

この推進計画は、国の基本計画とともに、県内の各市町が策定した「子ども読書活動推進計画」の見直しをする際の指針となるものです。

3 計画の期間

この推進計画は、第一次計画の成果と課題を踏まえ、平成23年度から平成32年度までの10年間を見通した、本県の読書活動の目指すべき姿と計画的に取り組むべき施策を示しています。

また、平成25年度末を目途に、計画の進行状況を踏まえて見直しを図ります。

4 計画の基本方針

県内全ての子ども^{※7}が自主的に読書活動を行うことにより、ひいては、県民一人一人が、生涯を通じて読書を楽しむ習慣が確立されていく「読書県しづおか」の構築を図ります。

そのため、以下に述べるような、成長過程に応じた「読書環境の整備」「読書機会の提供」「読書活動の啓発」等の施策を、家庭、地域、学校を通じた社会全体で取り組みます。

※4 県の総合計画：

「富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン」として、平成22年12月に策定された。基本構想と基本計画で構成され、基本構想では、平成22年度からおおむね10年間を想定し、「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり」を基本理念として掲げ、本県が目指す姿を描いている。基本計画では、基本構想の実現に向けた当面4年間における具体的な取組が示されている。

※5 県の教育振興基本計画：

平成18年12月に改正された教育基本法に基づき、本県の教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、平成23年3月に策定された。この計画では、基本目標として「『有徳の人』の育成」を掲げ、県民一人一人が、①いつでも、誰でも、どこでも学び続け、②それぞれの学びを、互いに支えあい、高めあい、②その成果を、家庭、学校、職場や地域などの生活の場で発揮する地域づくりを目指している。

※6 有徳の人：

理想の学校教育具現化委員会からの提言「理想の学校教育の実現を目指して」（平成20年10月）に示された目指すべき人間像。静岡県教育振興基本計画において、「有徳の人」は、①自らの資質・能力を伸長し、個人として自立した人、②多様な生き方や価値観を認め、人との関わり合いを大切にする人、③社会の一員として、よりよい社会づくりに参画し、行動する人として示されている。

※7 子ども：本計画でいう子どもは、おおむね18歳以下の者をいう。

(1) 「本に出会い、本を知る」

乳幼児期から、子どもが「本と出会い」、そして「本を知っていくこと」は、本とともに人生を歩み始め、読書習慣を身に付けていく上で大切です。そして、それは心のこもった本の楽しさを保護者が子どもと分かち合うところから始まります。

- ア 親子のふれあいを重視した取組への支援・啓発を図ります。
- イ 公立図書館(図書館法^{※8}第2条第2項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。)等、身近な地域の読書環境を整備します。

(2) 「本に親しみ、本を活かす」

就学期には、読書習慣を身に付け、本に親しむことによって知識を蓄え、心を豊かにすることが望されます。それが、社会の中で生きていくための糧を得ることにもつながります。そこでは、図書館が強い味方になります。また、本を通じた友人等との交わりは、さらに読書の味わいを深いものにします。

- ア 学校全体で読書習慣づくりに取り組む推進体制を整備します。
- イ 学校図書館の活性化を図るため、資料・設備の充実、人的配置の促進に努めます。
- ウ 家庭・学校の読書活動を支援する公立図書館等身近な地域の読書環境を整備します。
- エ 地域で子どもを育む取組の中で、読書に親しむ活動を奨励します。

(3) 「本と生き、本を伝える」

日常生活を営んでいく上で、私たちは誰でも様々な疑問や課題を持ちます。読書はこれらを解決する有力な手段の一つです。成人してからも生涯にわたって本を傍らに置いて人生を歩むこと、そしてその姿を次世代の子どもたちに伝えていくことが望されます。

- ア 大人自身の読書活動を推進するための啓発と環境整備に努めます。
- イ 親子読書など家庭での読書活動を促進します。
- ウ 地域における読書推進活動への参加を働きかけます。

こうした取組を通じた子どもの自主的な読書活動の達成指標として、「**本を読むことが好きだと答えた児童・生徒の割合 80%以上**」を目標として掲げます。

【推進計画全体の達成指標】

目標項目	数値(H25)	実績
本を読むことが好きだと答えた児童・生徒の割合	80%	小 73.6% 中 72.6% 高 60.7% (H21)

^{※8} 図書館法：日本の図書館の設置・運営について定めた法律。昭和25年に公布された。

静岡県子ども読書活動推進計画の体系

基本的な考え方

「読書県しづおか」の構築

県民一人一人が生涯を通じて読書を楽しむ習慣の確立

乳幼児期
「本に出会い、
本を知る」

就学期
「本に親しみ、
本を活かす」

成人期
「本と生き、
本を伝える」

実現に向けて

家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組

(1)読書環境の整備 (2)読書機会の提供 (3)読書活動の啓発

施策の方向

家庭における子どもの読書活動の推進

重点取組

- 家庭教育支援事業等での読書活動の啓発
- 成長過程に応じた読書ガイドブックの配布と活用促進

地域における子どもの読書活動の推進

重点取組

- 子ども読書アドバイザーの養成
- 県立図書館機能の充実
- 地域で子どもを育む取組における読書の啓発

学校における子どもの読書活動の推進

重点取組

- 学校における読書活動の推進
- 学校図書館等の機能の強化

図書館間等の連携による子どもの読書活動の推進

重点取組

- 市町立図書館と学校図書館の関係者等の定期的な連絡会等の実施
- 静岡県横断検索システムの整備・拡充

啓発・広報等の推進

重点取組

- 情報メディア、情報端末を利用した情報提供の拡充
- 「子ども読書の日」等の啓発
- 「読書県しづおか」づくり優秀実践校等の表彰
- 読書啓発事業等の実施
- 成長過程に応じた読書ガイドブックの配布と活用促進(再掲)

支える

推進・支援体制の整備等

重点取組

- 県・市町子ども読書担当者連絡会・研修会の実施
- 読書活動推進会議の定期的な開催
- 市町子ども読書活動推進計画改訂支援

第2章 施策の方向性

1 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもの読書習慣は、日常生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ、継続して行われるよう保護者が配慮していくことが大切です。

各家庭において、読み聞かせ等、子どもの読書に対する興味や関心を引き出す働きかけが、保護者によって日常的になされていくことを目指します。

そのために、家庭で読書に親しむことの重要性を、様々な機会を通じて県民に啓発します。また、保護者が気軽に本と関わることができる環境を整えます。

(1) 保護者に対する啓発

〈現状〉

- ・ 保護者の就業形態の多様化、塾や習い事に関わる時間の増加等、子どもの生活環境の変化によって、親子で読書を楽しむ時間の確保が難しくなっています。また、子ども以上に大人の読書離れが指摘されています。
- ・ 電子書籍やケータイ小説等、電子媒体を介した新たな読書環境が広がりつつあります。
- ・ 多くの市町で、ブックスタート活動^{※9}等、家庭における読書活動の啓発が図られています。
- ・ 地域の公立図書館や公民館等では、親子で参加できるお話し会等が開催され、多くの参加者が見られます。
- ・ 家庭での読書活動推進を支援するため、小学生から読書に親しむための読書ガイドブック『本とともにだち』を平成18年度から作成し、県内全ての小学校1年生に配布しています。

〈課題〉

- ・ ブックスタート活動等で配布や紹介された本が、各家庭で一層活用されていくよう働きかけていく必要があります。

〈施策の方向〉

ア 保護者が集まる機会での啓発

- ・ 親子が集まるイベント、PTA・保護者会等を通じて、読書や読み聞かせ・語りの重要性についての理解を促進し、家庭で「読書の時間」が設け

^{※9} ブックスタート活動：

赤ちゃんと保護者が肌のぬくもりを感じながら、言葉と心を通わすかけがえのないひとときを、絵本を介して持つことを応援する運動。0歳児健診等に参加した赤ちゃんと保護者を対象に、絵本や子育て関連の資料などを手渡す。平成4年（1992年）に英国で始まり、日本でも実施する地方自治体が増えつつある。県内では、平成22年3月現在で、25市町において実施している。この他に、類似の方法で9市町が取り組んでいる。

られるよう啓発を図ります。

- 各市町で実施しているブックスタート等の読書啓発活動が、一層充実するよう働きかけます。

イ 読書ガイドブック（ブックリスト）の作成・配布

県内の子どもが興味を持って活用するとともに、保護者や、子どもの読書活動関係者の参考となる読書ガイドブック（ブックリスト）とその活用手引書を作成し、必要に応じて配布します。

ウ お話し会等を通じての啓発

地域の公立図書館、児童館、公民館等で行われる、親子で参加できる読み聞かせやお話し会等を通じて、読書の啓発が図られるよう働きかけます。

エ 障害のある子どもの読書活動の支援

障害のある子どもの読書活動を支援するため、公立図書館、特別支援学校、福祉施設等の図書資料等の整備を促すとともに、障害のある子どもの家庭に対してその利用を積極的に広報するよう働きかけます。

(2) 関係課・機関、民間団体等との連携

〈現状〉

- 乳幼児の定期健診等の機会を利用して実施しているブックスタート活動など首長部局やボランティアとの協働による取組が、県内34市町で、実施されています。
- マスコミを中心とした民間企業や各種団体等において、親子読書の重要性を県民に啓発するような取組が、独自に展開されています。

〈課題〉

- 家庭における読書活動の啓発に関する取組について、教育委員会と首長部局との連携、行政と民間団体等との連携や協働は、まだまだ不十分です。

〈施策の方向〉

ア 公共施設における読書環境の整備

公民館、児童館や地域子育て支援拠点^{※10}等、親子が集まる公共施設の一画に絵本等を配架し、親子で読書を楽しむことができるスペースが充実するよう呼びかけます。

※10 地域子育て支援拠点：

地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的に、乳幼児とその保護者の交流の場の提供、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行っている施設。

イ 情報の共有化と効果的な広報

関係課・機関や民間団体等が有する「家庭における読書活動の推進」に資する情報を共有し、両者が連携して効果的な広報に努めます。

ウ マスコミを通じての啓発

テレビ・ラジオ番組、新聞等マスコミを通じて、読書や読み聞かせの重要性の啓発や事例紹介を行います。

エ 在住外国人支援の関係機関・民間団体との連携

在住外国人支援の関係機関・民間団体等と連携して、各家庭に読書の重要性を呼びかけます。

【努力目標（数値目標）】

目標項目	数値(H25)	実績
1週間に1度は家庭で本に親しむ子どもの割合	80%	新規

2 地域における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するためには、子どもの身近なところに読書のできる環境を整備していくことが重要です。

公立図書館は、子どもが、学校外で本と出会い読書を楽しむことのできる場所であり、地域における子どもの読書活動推進の拠点施設です。

また、地域の読書活動推進・青少年健全育成等の関係団体、保健所・保健センター、保育所等の関係機関でも、様々な読書に関する取組を通じ、子どもの自主的な読書活動を推進する上で大きな役割を期待されています。

これらを踏まえ、子どもたちにとって、「身近に感じる利用しやすい施設」と「気軽に読書とふれあえる機会」が多くある地域づくりを目指します。

そのために、関係団体・機関における子どもの読書関連事業の充実が図られるよう働きかけるとともに、公立図書館等との連携を図って、地域における読書環境の充実に努めます。

(1) 公立図書館の整備・充実

〈現状〉

- 本県における公立図書館の設置率は、平成19年4月には85.7%（42市町中36市町）だったものが、平成22年4月には94.3%（35市町中33市町）となりました（全国平均73.3%（「日本の図書館2009」より））。
- 県内の市町立図書館の個人への総貸出資料数は、平成18年度実績では約2千万冊（うち児童図書の貸出は約30%）だったものが、平成21年度実績では約2千3百万冊（うち児童図書の貸出は約27%）となりました。

- 平成 22 年 11 月現在、インターネット上で県立中央図書館と 25 市町の各図書館の蔵書検索が可能です。また、「おうだんくんサーチ」^{※11} で横断検索できる図書館は、平成 19 年 4 月には大学図書館や市町立図書館の地域館・分館等も含め 79 館だったものが、平成 22 年 11 月現在で 91 館となりました。
- 公民館図書室等も含めた専任職員の割合は、平成 18 年度実績では約 42%、その中で司書^{※12}有資格者は約 41%だったものが、平成 21 年度実績では、それぞれ約 36%、約 44%となりました。ここ数年間、専任職員の割合は減少傾向が続いている。

〈課題〉

- 県内の市町立図書館の設置率向上の背景には、市町村合併の進展による自治体数の減少も影響しています。県内全ての地域の子どもたちが十分な図書館サービスを受けるために、引き続き分館等の設置を含む環境の整備に取り組む必要があります。
- 全ての市町立図書館の資料がインターネット上で検索できるよう、一層整備を進めていくことが必要です。
- 子どもの読書活動を支援していくためには、図書の充実とともに、その支援にあたる専門的な知識・技術を持った職員の適切な配置や養成を引き続き図っていく必要があります。

〈施策の方向〉

ア 市町立図書館等の整備・充実

(7) 図書館の設置等

市町には、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準^{※13}」(平成 13 年 7 月文部科学省告示)、「これから図書館像^{※14}」(平成 18 年 3 月文部科学省報告)及び国の基本計画に基づいた図書館の設置及び整備・充実が図られるよう働きかけていきます。

また、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、

※11 おうだんくんサーチ :

静岡県の横断検索システムの名称。横断検索システムとは、各図書館がインターネットに公開している蔵書検索システムを通じて、複数の図書館が所蔵する資料をまとめて一度に検索できるシステムのこと。平成 16 年 3 月より稼働した「静岡県横断検索システム」(愛称「おうだんくん」)が、平成 22 年 5 月のシステム更新に伴い、より安定化、高速化した「おうだんくんサーチ」にリニューアルされた。

※12 司書 : 図書館法第 4 条の規定に基づいて図書館に設置される専門職員。

※13 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準 :

公立図書館の健全な発達を図るために、その設置及び運営上の望ましい姿を示した基準。児童・青少年用サービスとしては、図書の収集・提供、読み聞かせ等の実施、情報機器整備による新しいサービス展開、学校との連携強化等を目標としている。巻末の参考資料参照。

※14 これから図書館像 :

「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」施行後の社会の変化や新たな課題等に対応した、これからの図書館のあり方を示した報告書。学校との連携を図りつつ、児童・青少年サービスを充実させる様々な視点や方策について提言している。

公立図書館の設置の推進とともに、住民の生活圏、図書館の利用圏などを十分に考慮し、分館等の設置や移動図書館車の活用により、当該市町の全域サービス網の整備が図られるよう働きかけていきます。

(イ) 専門的職員の養成や配置

図書館職員は、児童・青少年用図書をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、利用者に対する読書相談、子どもの読書活動に対する指導など、子どもの読書活動を推進する上で極めて重要な役割を果たします。そのため、市町には、職員がこれらの専門的知識・技術を習得できるよう、研修を充実させるとともに、専門的職員の適切な配置や養成が図られるよう働きかけていきます。

(ウ) 図書資料等の整備・充実

地域の子どもの読書活動を推進していくには、身近な市町立図書館の児童・青少年用図書資料等の整備・充実が必要不可欠です。市町立図書館においては、豊富で多様な図書資料等の計画的な整備が図られるよう働きかけていきます。

(エ) 図書館の情報化

地域住民に対する児童図書の蔵書・貸出情報や、お話し会の開催などに関する情報の提供は、子どもの読書活動を推進していく上で重要な役割を果たします。インターネットによる蔵書検索システムの導入など、市町立図書館の情報化の推進が図られるよう働きかけていきます。

(オ) お話し会等の実施

子どもに読書に親しむ機会を提供するため、市町立図書館には、児童図書の貸出のほかに、読み聞かせ、お話し会、ブックトーク^{※15}等の実施、子どもに薦めたい図書の展示会の開催、保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方・与え方の講習会などの実施を働きかけていきます。

(カ) 障害のある子どもの読書活動の支援

障害のある子どもの読書活動を支援するため、市町立図書館には、施設面での配慮、さわる絵本や布の絵本、拡大写本等の資料及び読み上げ機能のあるパソコン、卓上ライト、ルーペ等の機器の整備・充実とともに、病院や福祉施設・特別支援学校等と連携したサービスの充実が図られるよう働きかけていきます。

※15 ブックトーク：

テーマを決め、そのテーマに沿った本を何冊か選び、つながりを持たせながら紹介することをおして、聞き手の興味を引き出す読書指導の手法。

(キ) 在住外国人の子どもの読書活動の支援と国際理解の促進

市町立図書館には、在住外国人の子どもの読書活動を支援するため、外国語資料の収集提供、利用案内等のサービスの充実が図られるよう働きかけていきます。

また、翻訳された絵本や外国に関する資料等を充実し、紹介していくこと等により、海外の文化への理解が深まるよう働きかけていきます。

(ク) 関係機関等との連携

市町立図書館が中心となって、地域の読書活動推進団体・グループ、青少年団体等の関係団体、公民館、児童館、保健所・保健センター、保育所等の関係機関と連携した子どもの読書活動を推進する取組が図られるよう働きかけていきます。(例 ブックスタート活動等)

(ケ) ボランティアの参加促進

市町立図書館には、子どもの読書活動を支援するため、必要な知識・技能等を有する者のボランティアとしての参加を一層促進するよう働きかけていきます。また、ボランティア希望者への活動の場などに関する情報の提供や、ボランティア養成のための研修の実施など諸条件の整備が図られるよう働きかけていきます。

イ 県立中央図書館における子どもの読書活動支援機能等の充実

(ア) 児童図書の充実と活用

県立中央図書館は、市町立図書館、公民館図書室等を積極的に支援するため、幼児・児童用の図書資料等の網羅的な収集に努めます。また、子どもの読書に関する調査・研究用の資料の収集に努めます。

収集した資料を「子ども図書研究室」(平成16年6月開室)の資料として活用し、子どもの読書活動関係者を支援しています。

新しい県立中央図書館についての研究や準備にあわせて、児童サービス部門の導入、及び「子ども図書研究室」の整備について検討していきます。

(イ) 情報化の推進

県立中央図書館は、利用者のニーズに的確に対応するため、ホームページや蔵書検索システム等を充実することによって、館内はもちろん、インターネットを通じてどこからでも必要な情報が得られる環境を整備していきます。

(ウ) 図書館運営に関する助言

県立中央図書館は、県内の市町立図書館の要請に応じて、図書館サービスや運営に関する助言を行い、県全体の図書館サービスの向上に努めます。

(イ) 図書館未設置町への支援・協力

県立中央図書館は、図書館未設置町に対して、図書館設置の働きかけや設置に関する助言を行います。また、子どもたちがより充実した図書館サービスを享受できるよう、公民館図書室等の業務運営への助言・協力、図書資料等の貸出や巡回展示の開催など支援に努めます。

(オ) 研修の充実

県立中央図書館は、子どもへのサービスの向上を図るため、市町立図書館、学校図書館、大学、県総合教育センター、国際子ども図書館等と協力し、県内図書館職員、学校図書館を担当する職員等を対象に、その専門的知識・技術を高めるための研修の充実を図ります。

(カ) 調べ学習等への対応

県立中央図書館は、学校における総合的な学習の時間や調べ学習に利用できる資料の収集に積極的に努めるとともに、学校及び市町立図書館の利用に供します。

(キ) 子どもの読書活動に関する助言

県立中央図書館は、市町立図書館、学校図書館、大学、県総合教育センター、国際子ども図書館等と連携し、図書館職員、ボランティア、保護者、教員等からの相談に対して適切な助言を行います。

(ク) 障害のある子どもの読書活動の支援

県立中央図書館は、病院図書館、点字図書館及びボランティアと連携しながら、病院、特別支援学校等を通じて、障害のある子どもの読書活動の支援に努めます。

(ケ) 在住外国人の子どもの読書活動の支援と国際理解の促進

県立中央図書館は、県内在住外国人の子どもの読書活動を支援するため、外国語資料の収集・提供、利用案内等のサービスに努めます。

また、翻訳された絵本や外国に関する資料等を充実し、紹介していくこと等により、海外の文化への理解が深まるよう努めています。

(2) 幼稚園・保育所その他関係機関における読書活動推進機能・事業の充実

〈現状〉

- ・ 幼稚園や保育所においては、子どもの年齢（発達）に応じたカリキュラムや指導方針が設定され、日常的に読み聞かせや紙芝居などが行われています。また、図書室や図書コーナーの本の貸出も行われています。
- ・ 児童館や公民館の図書室は、読み聞かせボランティアや子育てサークル等の拠点となっているところもあり、地域の身近な読書活動の支援の場となっています。
- ・ 地域子育て支援拠点等では、絵本の展示、読み聞かせ、紙芝居、絵本の貸出等、子育て家庭の読書活動の支援に取り組むところが見られます。
- ・ 乳幼児の定期健診等の機会を利用して実施しているブックスタート活動など首長部局との協働による取組が、県内 34 市町で実施されています。（再掲）

〈課題〉

- ・ 幼稚園や保育園、児童館や公民館の図書室では、蔵書の種類や量には限りがあり、設備も十分なところばかりではありません。また、どんな本をいつ頃、どのように与えるかなど職員の研修も必要とされています。
- ・ 公民館、児童館等における読書活動が、実施されていない市町や地域があります。

〈施策の方向〉

ア 幼稚園や保育所の図書コーナーの整備及び職員等の研修の充実

幼稚園や保育所の図書コーナー等の整備を働きかけるとともに、公立図書館との連携を促進します。また、職員等に対して読書活動に関する研修の充実を図るとともに、保護者への読書啓発活動を促進します。

イ その他関係機関の子ども読書関連事業の促進

児童館、公民館、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ^{※16}等関係機関の図書室や図書コーナーの整備、また、子どもの読書関連事業の実施を働きかけるとともに、公立図書館との連携を促進します。

ウ ブックスタート活動等への支援

各市町で実施しているブックスタート等の読書啓発活動が、一層充実するよう働きかけます。（再掲）

エ 障害のある子どもの読書活動の支援

障害のある子どもの読書活動を支援するため、点字図書館や児童福祉

※16 放課後児童クラブ：

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童（おおむね 10 歳未満）に対して、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るもの。

施設等における図書資料等の充実とともに、関係機関とのネットワーク化を促進します。

(3) 地域における子どもの読書推進活動等への支援

〈現状〉

- ・ 「家庭文庫^{※17}」は、以前から子どもが本に親しむ身近な場として利用されていますが、住民の自主的な取組に支えられています。
- ・ 読書に関するボランティアの活動が、各地域において活発化し、子どもの読書に親しむ機会の提供に大きく寄与しています。平成14年2月には、「静岡県読み聞かせネットワーク」が設立され、県内の読み聞かせに関心のある方やボランティア団体が加入して、相互の情報交換や全県的なイベントなどが継続的に実施されています。
- ・ 平成8年度から19年度まで実施した「しづおか県民カレッジ^{※18}」の講座、各市町独自の養成講座等の修了生は、平成22年3月現在で、県、市町合計で10,427名にのぼり、県内公立小学校の491校(93%)、県内公立中学校の165校(63%)、県内公立図書館の84館(93%)で、ボランティアが活躍しています(公立学校は平成20年度実績、公立図書館は平成21年度実績)。
- ・ 県では、各市町で活躍しているボランティア等の中で、リーダーとしての資質を供えている方を対象に、ボランティアと学校等との連携促進やスキルアップを図るための講座を行い、「静岡県子ども読書アドバイザー」に認定しています。
- ・ 母親クラブ、子育てサークル等においても、読み聞かせや絵本づくりなどの活動が行われています。

〈課題〉

- ・ 「静岡県子ども読書アドバイザー」が、県や市町の子ども読書推進活動において、これまで以上に活用されるよう検討していく必要があります。
- ・ 障害のある子どもや在住外国人の読書活動支援は、一部の市町で取組が見られますが、全体としては不十分です。
- ・ 子どもの読書活動推進のため、これまでイベント等を通じて、地域の読書関係団体等との協働や活動支援を進めてきました。イベントの縮減等が進む中、新たな協働方策や活動支援のあり方について検討する必要があります。

※17 家庭文庫：個人が自宅を開放し、自己所有の児童図書を貸し出す形態の子ども文庫。

※18 しづおか県民カレッジ：

「図書館ボランティア養成講座」(平成8年度から19年度)「読み聞かせ短期講座」(平成13年度から19年度)を県主催講座として実施。県主催講座は、平成19年度をもって終了。平成20年度からは、市町、大学、民間教育事業者、専修学校・各種学校等と連携して広域的・体系的な学習機会の情報を総合的に提供する「連携講座」のみとなる。連携講座受講生は、県民カレッジの受講生となることができる。

〈施策の方向〉

ア 子ども読書アドバイザーの養成と活用

「静岡県子ども読書アドバイザー」養成のための講座を継続的に開催します。アドバイザーには、学校や図書館等とボランティアをつなぐコーディネーター役、経験の浅いボランティアへの指導者としての役割を期待しています。

また、養成されたアドバイザーの活用も、市町教育委員会、学校、図書館等に働きかけていきます。

イ 情報の収集、提供等

県内各地で活躍しているボランティアの情報を集めるとともに、その活動を広く紹介します。

ウ 各種団体事業の活用

独立行政法人国立青少年教育振興機構の「子どもゆめ基金^{※19}」など各種団体が実施する事業の周知に努め、市町、学校、読書活動推進団体等にその活用を奨励します。

エ 地域活動への支援

子ども会活動、PTA活動、地域活動連絡協議会、子育てサークル活動等の地域活動において、子どもの読書活動の重要性や読み聞かせの技術等について学ぶ機会の提供に努めます。

オ 地域で子どもを育む取組における啓発

地域で子どもを育む「通学合宿^{※20}」「放課後子ども教室^{※21}」「学校支援地域本部^{※22}」等の取組において、読書ボランティアの活用を促し、これを契機として、地域における読書活動に子どもたちが積極的に参画する機運を盛り上げます。

※19 子どもゆめ基金：

民間団体が実施する絵本の読み聞かせ会などの読書活動等を支援する、独立行政法人国立青少年教育振興機構の助成金。

※20 通学合宿：

学年の異なる小学生が、地域の公民館や寺社など宿泊可能な施設を拠点として、家族から離れ、共同生活をしながら登下校するもの。

※21 放課後子ども教室：

子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）づくりのため、放課後や週末等に小学校や公民館などを活用して、地域の大人の参画を得て、スポーツ・文化活動などの体験活動や地域住民との交流活動、学習機会を提供するもの。

※22 学校支援地域本部：

地域の子どもを地域で育む体制づくりを推進するもので、具体的には、地域住民がボランティアとして学校教育を支える、いわば学校の応援団と言うべきもの。

力 関係機関の協力体制の促進

地域における子どもの読書活動推進団体を支援するため、学校、図書館、公民館等関係機関の協力体制を促進します。

キ 障害のある子どもや在住外国人の子どもの読書活動の支援

障害のある子どもや在住外国人の子どもの読書活動を支援するため、点訳・翻訳・朗読奉仕員等のボランティアを養成するとともに、その専門的技能の向上を図ります。

【努力目標（数値目標）】

目標項目	数値(H25)	実績
県内市町立図書館の児童図書の蔵書冊数（12歳以下の子ども1人あたり）	8冊以上	7.1冊(H20)
県内市町立図書館の児童図書の年間貸出冊数（12歳以下の子ども1人あたり）	20冊以上	16.6冊(H20)
子ども読書アドバイザーの養成人数	120人	82人(H21)

3 学校における子どもの読書活動の推進

学校は、従来から国語科など各教科等における学習活動を通じて、読書活動を行っており、子どもの読書習慣を形成していく上で、大きな役割を担っています。

新しい教育基本法の理念を受けて、平成19年6月に改正された学校教育法の第21条においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が新たに規定されました。

また、平成20年の学習指導要領の改訂において、各教科等における言語活動を充実し、引き続き学校図書館の活用を図るとともに、学校における言語環境を整えることが必要とされています。

県は、子どもの読書環境づくりに取り組み、推進計画の就学期の基本方針「本に親しみ、本を活かす」の通り、余暇を利用して本を読んだり、自主的に資料を使って調べたりする子どもの育成を目指します。

そのために、学校図書館の整備、充実を進め、子どもの自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する学習情報センターとして、また、創造力を培い学習に対する興味・関心等を呼び起こし、豊かな心を育む読書センターとしての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担えるようにします。

さらに、学校図書館の運営にあたっては、校長のリーダーシップの下、図書

主任・司書教諭^{※23}が中心となり、教職員や学校司書等^{※24}、ボランティアが連携、協力する体制づくりを進めます。

(1) 学校における子どもの読書活動の推進のための取組

ア 学校内の協力体制の確立

〈現状〉

- ・ 学校の組織の中に学校図書館部等を位置付け、全校体制で取り組もうとしている学校や司書教諭等を中心に積極的な読書活動を行う学校があります。

〈課題〉

- ・ 司書教諭が発令されていても、その役割を十分に果たせていないという意見もあります。

〈施策の方向〉

(ア) 学校内の協力体制の確立

校内では、校長のリーダーシップの下、校内研修等を通じて教職員全体の共通理解を図るよう働きかけます。学校図書館を活用した学習についても校内研修等を通じて、共通理解と実践を促進します。

また、学校組織の中に学校図書館部等を位置付け、司書教諭を中心に全校で取り組む体制づくりを働きかけます。

(イ) 年間計画等の作成

年間計画等の作成により、学校図書館の充実とともに、各教科等の学習を中心に全教育活動における学校図書館の計画的な活用が図られるよう研修機会等を通じて周知に努めます。

イ 読書活動及び学校図書館を活用した学習活動の充実

〈現状〉

- ・ 多くの学校で、朝読書、読み聞かせ等の読書活動が定着しています。
- ・ 学校独自の読書週間を設けたり、読書会や紙芝居、ブックトーク、アニメーション^{※25}等多様な読書活動を実施したりする学校が増えています。

※23 司書教諭：

学校図書館法第5条の規定に基づく学校図書館の専門的職務に当たる職員で、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもって充てる。平成9年6月、学校図書館法が改正され、平成15年度から、12学級以上の学校において司書教諭が必置となった。

※24 学校司書等：

学校司書、学校図書館司書、学校図書館補助員等と呼ばれる常勤又は非常勤の学校図書館担当職員をいう。

※25 アニマシオン：

スペインのモンセラ・サルト氏らが開発した子どもの読む力を引き出す手法。「読み違えた読み聞かせ」「これ、だれのもの?」など75の作戦がある。

- ・ 学校における必読図書・推薦図書を定める学校が増えています。
- ・ 読書冊数は、中学校では目標冊数を達成していますが、小学校や高等学校については目標冊数を達成できていない現状があります。
- ・ 司書教諭が教科担任と連携して学習活動を支援する時間を時間割に位置付け、年間計画に基づいて取り組んでいる学校があります。
- ・ 県内全ての小学校1年生に配布している読書ガイドブック『本とともにだち』は、県内の8割を超える小学校が授業や保護者会等に活用しています。

〈課題〉

- ・ 授業時数の確保等のため、朝読書の時間を削減する学校もあります。
- ・ 「本を読むことが好きだ」と答えた児童生徒の割合は目標を達成できていません。
- ・ 学校図書館の学習情報センター的機能が認知されず、活用が十分でないという意見もあります。

〈施策の方向〉

(7) 朝読書、読み聞かせ等全校で取り組む読書活動の実施

小・中・高等学校では、朝読書、読み聞かせ等全校で取り組む読書活動の実施率100%を達成できるよう周知に努めます。特別支援学校では児童生徒等の実態に応じて読書活動に取り組む学部数100%を達成できるよう周知に努めます。

(イ) 1か月の目標読書冊数の設定

児童生徒の1か月の読書冊数が小学生8冊以上、中学生4冊以上、高校生2冊以上を達成できるよう、促します。

(ウ) 推薦図書や必読図書の選定

発達の段階や地域の特性などを踏まえた推薦図書や必読図書を選定するよう、各学校に働きかけます。

(エ) 学校図書館を活用した学習の推進

子どもの主体的・意欲的な学習活動の充実や情報活用能力等の育成のため、全ての教科等を通じて様々な文章や資料を読んだり調べたりするなど学校図書館を計画的に活用した学習を推進します。

ウ 障害のある子どもの読書活動の推進

〈現状〉

- ・ 子どもたちは、学習の資料として本を使ったり、休み時間に興味のある本を手に取ったり、家に持ち帰って家族に読んでもらったり、様々な形で本と関わっています。

- 子どもの発達の段階や障害の状態等に応じて内容の選択、方法や時間の設定を工夫し、読書活動に取り組んでいます。継続した取り組みが、学習活動時や生活全般の子どもの良い表れにつながった例があります。

〈課題〉

- 子どもたちの発達の段階や障害の状態等、多様なニーズに応じた読書活動の工夫が望まれます。

〈施策の方向〉

(ア) 子どもの状態に応じた読書活動の体験

発達の段階や障害の状態等に応じた教育活動を展開する中で、計画的に子どもが読書活動の体験ができるように働きかけます。

工 家庭・地域との連携

〈現状〉

- 学校図書館ボランティアの協力を得ている学校が増えていきます。
- 家庭において、保護者が子どもに読み聞かせをしたり子どもと一緒に読書をしたりするなど、家庭(親子)読書を推奨している学校も増えてきています。
- 図書館職員による利用指導や団体貸出など学校を支援する体制を整備している市町があります。

〈課題〉

- 学校図書館の機能について、公立図書館への周知が不十分であったため、連携の在り方について情報を共有する必要があります。
- 家庭での読書習慣の確立までには、手立てが必要だという意見もあります。

〈施策の方向〉

(ア) 図書館職員、ボランティアとの連携

司書教諭等を中心に、公立図書館職員、保護者や地域住民によるボランティア等の協力を得て、学校図書館の活性化を図ることを促します。

(イ) 読書習慣確立のための家庭における読書の啓発

読書習慣の確立や読書を通して家族のコミュニケーションを深めるため、家庭で「読書の時間」が設けられるよう啓発します。

(ウ) 保護者への啓発

保護者会、入学説明会、家庭教育学級や学校が発行する便り等で、読書の意義や必要性を保護者に啓発するよう促します。

(2) 学校図書館等の機能の強化

ア 学校図書館の資料・設備の充実

〈現状〉

- ・ 図書資料等をデータベース化している学校が増えてています。
- ・ 学校図書館資源共有ネットワーク推進事業^{※26}の成果を生かし、公立図書館や小・中学校の蔵書や資料等の相互検索や貸借による有効活用を図っている地域があります。
- ・ 各教室や廊下などに図書コーナーを設けて子どもたちに近いところに本を置くことで、発達の段階や障害の状態等に応じて本と親しめる環境づくりに配慮したり、ボランティアの協力を得て、点字本、拡大写本、字幕付きビデオ等の充実に取り組んだりしている学校があります。

〈課題〉

- ・ 蔵書数が十分でない学校があります。また、情報が古くなった図書等を廃棄していない学校もあります。
- ・ 発達の段階や障害の状態等、全ての子どもたちの多様なニーズに応じた図書資料等が、現状では十分ではありません。また、読書に集中できる図書館環境の整備も十分とはいえません。

〈施策の方向〉

(ア) 魅力的な図書資料等の計画的な整備・充実

子どもの知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な資料を整備・充実させるよう促します。また、各教科等における多様な学習活動を展開するために必要な資料を計画的に整備するよう促します。

情報が古くなった図書等の廃棄、更新を行いつつ、計画的な図書購入による図書標準の達成を促進します。

また、発達の段階や障害の状態等、多様なニーズに応じた図書資料等（点字本、拡大写本、録音図書、字幕付きビデオ、大型絵本、絵本、紙芝居等）の充実を図るよう促します。

私立学校の学校図書館の充実支援については、平成23年度より経常費助成の加算対象とすることとしています。

(イ) 施設・設備の整備・充実

学校図書館の施設・設備については、学校図書館改造の事例等を紹介することにより、読書スペース及び学習スペースの整備・充実が進められるよう働きかけていきます。

※26 学校図書館資源共有ネットワーク推進事業：

文部科学省が、一館孤立型から地域連携型の学校図書館、また学校図書館と公立図書館等との連携による教育活動の充実を目指し、平成16年度から18年度まで実施した事業。本県では吉田町が指定を受けた。

また、子どもの発達の段階や障害の状態等に応じて読書環境の整備（場所や空間の確保、書棚の高さの工夫、図書情報検索システムの導入、必要に応じて介助者の協力等）を図ります。

(ウ) 学校図書館の情報化

蔵書のデータベース化や校内 LAN の整備によるインターネットの利用ができるよう、学校図書館にコンピュータを整備し、学習・情報センター的機能を強化するよう働きかけます。

(I) 学校間、公立図書館との連携による図書資料等の有効活用

学校図書館資源共有ネットワーク推進事業の成果を広め、連絡会を持つなどして近隣の学校間、公立図書館との連携を進め、図書資料等の有効活用を促進します。

イ 学校図書館活性化のための人的配置

〈現状〉

- ・ 12 学級以上の全ての学校に司書教諭の配置が義務付けられています。
- ・ 公立学校では、「学校図書館の充実及び司書教諭に関する配慮事項^{※27}」を作成・配布し、各学校における司書教諭等の役割について理解を図っています。
- ・ 公立小中学校では、11 学級以下の学校においても配置を進めています。また、学校図書館の諸事務を担当する学校司書等を配置する市・町は徐々に増加しています。

〈課題〉

- ・ 司書教諭が図書館業務以外にも様々な業務を抱える中で十分な機能を発揮できないという意見もあります。
- ・ 高等学校では、司書教諭資格を有する者の数は増加しているものの、絶対数が少ない状況にあります。
- ・ 特別支援学校では、小学部、中学部、高等部の学部ごとに司書教諭の配置が必要となる場合が多く、地域によっては配置が困難な状況にあります。
- ・ 高等学校では、事務職員が学校図書館担当として司書相当業務に従事していますが、学校図書館活性化のために、十分な従事時間が確保されているとは言い難い状況にあります。

〈施策の方向〉

(ア) 司書教諭の発令促進

11 学級以下の学校においても、司書教諭が発令されるよう促します。

^{※27} **学校図書館の充実及び司書教諭に関する配慮事項 :**

県教育委員会が各市町教育委員会及び各学校に送付する資料。巻末の参考資料参照。

(イ) 司書教諭の校務分掌等の配慮

司書教諭がその職責を十分果たせるよう、他の教職員に対して司書教諭の職務に対する理解を促し、校務分掌等への配慮を促します。

また、教育計画に、学校図書館を活用した教育活動を位置付け、司書教諭が読書指導や調べ学習など学校図書館の機能を活用した学習等の支援を行う時間を設ける^{※28}ことを促します。

(ウ) 学校司書等の全校配置の促進

学校図書館の諸事務に当たるとともに、レファレンスサービス^{※29}や教材等の準備への協力により学習活動や読書活動への支援が期待される学校司書等が小中学校に配置されるよう、配置の必要性や効果について市町教育委員会に対して啓発していきます。

また、県立高等学校における図書館機能の充実のため、事務職員が図書館担当として従事する時間を確保するよう促します。

私立学校の司書教諭や学校司書の配置については、平成23年度より経常費助成の加算対象とすることとしています。

ウ 学校図書館の活用を推進するための研修・研究の充実

〈現状〉

- ・ 県総合教育センターにおいて、司書教諭等を対象とした研修会を実施しています。
- ・ 学校図書館活性化のための学校とボランティアの連携の在り方について学ぶ講座を県総合教育センターと市町が連携し、実施しています。
- ・ 司書教諭や学校司書等を対象にした研修会を独自で実施している市町があります。

〈課題〉

- ・ 学校図書館の役割や司書教諭の業務等についての啓発が十分とはいえない。
- ・ 学校図書館を活用した授業実践に関する情報提供が十分とはいません。

^{※28} 学習等の支援を行う時間を設ける :

司書教諭が、「読書活動の指導」や「情報活用能力に関する児童生徒への指導」「学校図書館を活用した指導に関する教員への助言・研修」「教員向け情報提供・教材等準備への協力」等を行う時間を司書教諭の担当する時間割に位置付ける（「 」内は文科省の「子どもの読書サポート会議」の報告より）。

^{※29} レファレンスサービス :

図書館が行う利用者サービスの一つで、利用者の問い合わせに応じたり、参考資料を提供したりする業務。

〈施策の方向〉

(7) 県・市町教育委員会主催研修の充実

司書教諭及び学校図書館担当教職員の研修等の充実に努め、資質の向上を図ります。

初任者研修など各種研修機会等を通じ、読書活動の重要性や学校図書館の役割について理解を促します。

市町教育委員会が主催する司書教諭等を対象とした研修を県総合教育センターが支援します。

(1) 先進事例等の紹介及び情報の共有化

広報紙「静岡県の学校図書館」に先進事例を紹介し、学校図書館活用を促進します。

また、県内の学校から実践事例や指導案、ワークシート等の情報を収集し、「読書県しづおか Book サイト^{※30}」や「ふじのくにゆうゆう net^{※31}」等から学校図書館に関する情報を発信して、情報の共有化を図ります。

(2) 学校図書館についての調査・研究

県総合教育センターにおいて、市町における学校図書館に関する研修の実態について調査するとともに、学校図書館活用授業や読書活動について研究します。

また、学校や市町教育委員会等への支援をとおして、「学校図書館支援センター^{※32}」的機能の在り方について検討します。

(1) 公立図書館等との連携

研修会、広報紙配布等の機会を通じて、公立図書館との連携を図り、学校図書館の果たす役割について理解を促します。

※30 読書県しづおか Book サイト :

平成 17 年 2 月に稼動した「読書県しづおか」づくり推進のための情報発信サイト。県の取組、県内の読書イベント、学校における読書活動の実践事例、読書ボランティア活動に関する情報等を発信している。

※31 ふじのくにゆうゆう net :

平成 19 年 1 月に稼動した子ども向けの学習やイベントの情報発信サイト。「ゆうゆう学習サポート」と「ゆうゆう学びのクラブ」の二つのメニューがある。「ゆうゆう学習サポート」からは、学校向けに、学校図書館や出前講座等に関する情報を発信している。また、「ゆうゆう学びのクラブ」からは、子ども向けに、学校外で行われる体験型学習等の情報を発信している。

※32 学校図書館支援センター :

学校図書館の機能の強化・充実を図ることを目的に指定地域内の教育センター等に支援スタッフを置き、学校図書館間の連携に向けた支援、各学校の学校図書館の運営に対する支援、学校図書館の地域開放の支援、図書の選定・収集、資料の組織化等の支援を行う。

【努力目標（数値目標）】

目標項目	数値(H25)	実績
朝読書、読み聞かせ等全校で取り組む読書活動を実施している学校数の割合（特別支援学校は、児童生徒等の実態に応じて朝読書、読み聞かせ等の読書活動に取り組む学部数）	小 100% 中 100% 高 90% 特 100%	小 100% 中 100% 高 78.2% 特 100% (H21)
1か月の目標読書冊数	小 8冊以上 中 4冊以上 高 2冊以上	小 6.1冊 中 3.2冊 高 1.8冊 (H21)
図書標準を達成している学校数の割合	75%	小 55% 中 41% (H20)
司書教諭が読書指導や学校図書館の機能を活用した授業の支援等を行う時間を位置付け、実施している学校の割合。	100%	新規
学校司書等を配置している学校数の割合	小 80% 中 80% 高 95%	小 62% 中 55% 高 91% (H20)

4 図書館間等の連携による子どもの読書活動の推進

子どもの多様な読書活動に応えるためには、地域の公立図書館や学校図書館のサービスだけでなく、図書館同士が図書資料を貸借し合う相互貸借サービス等の利用が有効です。また、異なる図書館の職員同士が一緒に研修することが、子どもの読書活動を支援するスキルの向上につながります。

そこで、図書館のネットワーク化を一層推進するとともに、館種を超えた連携を図ることによって、子どもの読書要求に応えられる図書館を目指します。

また、子どもやボランティア、保護者、教員等からの読書相談に応じられる職員の育成を図ります。

(1) 公立図書館間の連携

〈現状〉

- 「静岡県横断検索システム」（愛称「おうだんくん」）が、平成16年3月から稼動し、平成22年11月現在、県立中央図書館と25市町の公立図書館が参加しています。
- 横断検索システムと相互貸借を依頼する I L L システム^{※33} が連携することによって、相互貸借業務を効率的に進められるネットワークシステムも構築されました。

※33 I L L システム：

Inter Library Loan（図書館間相互貸借）の略称で、相互貸借の依頼やそれに対する回答等が、インターネットを通じて行えるようにしたシステム。

- ・ 平成 22 年 5 月 1 日にはシステムが更新され、より安定化、高速化した「おうだんくんサーチ」にリニューアルされました。
- ・ 県内の図書館職員の研修や連絡調整は、県立中央図書館と静岡県図書館協会が連携して実施しています。

〈課題〉

- ・ 横断検索システムなどの電算システムを一層効率化していくとともに、県内全ての市町が横断検索システムに参加していくような働きかけが必要です。
- ・ 県内図書館間の相互貸借資料数の増加に対応した搬送方法を導入しましたが、今後も増加が見込まれることから、引き続き、より効率的な搬送方法の検討が必要です。
- ・ 図書館利用者の多様化したニーズに対応するため、きめ細かい職員研修を実施することが必要です。

〈施策の方向〉

ア 図書館間の情報ネットワーク化の推進

各図書館のシステム更新等を機会に、横断検索システムに参加していくことを働きかけ、県内全ての市町の図書館の資料が検索できるように図書館間の情報ネットワーク化をさらに推進します。

イ 情報交換や運営相談の実施

県立中央図書館の職員が協力車で市町立図書館等を巡回することにより、情報交換や図書館の運営相談を行います。

ウ 資料搬送網の整備

県内図書館間の相互貸借資料を迅速かつ確実に搬送するため、搬送業務を円滑に遂行するとともに、今後の増加に対応した搬送網の整備を検討します。

エ 研修の充実

市町立図書館及び関係機関と連携、協力して、館長をはじめ経験年数や職能等に応じたきめ細かい研修を実施することにより、県内図書館全体の職員の資質の向上を図ります。

オ 研修交流の実施

職員の資質・能力の向上を図るため、県立中央図書館と市町立図書館、及び大学・学校図書館間の研修交流に努めます。

カ レファレンスサービスの充実

市町立図書館及び関係機関と連携、協力して、レファレンスサービスの向上と周知を図ります。

(2) 学校図書館と公立図書館の連携

〈現状〉

- ・ 公立図書館から学校への団体貸出サービスは、学校への周知も行き届き、活発に利用されています。また、学校の調べ学習等での公立図書館の利用も増加してきました。

〈課題〉

- ・ 図書館運営について、公立図書館からの助言を求めたいとする学校図書館からの要望がありますが、対応できる十分な体制がとられていません。

〈施策の方向〉

ア 公立図書館の図書資料等やレファレンス機能の活用

公立図書館から学校への図書資料等の団体貸出や、学校の調べ学習等での公立図書館のレファレンス機能の利用を一層促します。

イ 定期的な連絡会等の実施

調べ学習等における地域の公立図書館と学校図書館との連携を推進するため、定期的な連絡会等の実施を一層促します。

ウ 合同研修会の開催

学校図書館担当職員（司書教諭並びに学校司書等）と公立図書館の司書との合同研修会を開催し、情報交換や専門的技能の向上を図ります。

エ 県立中央図書館の職員の専門的な助言

各学校の要請に応じて、県立中央図書館の職員が専門的な助言を行います。

オ 先進的な連携事例の紹介

全国の先進的な事例に関する情報を収集し、各学校、各図書館にその成果を広め、図書資料等の有効活用を促します。

カ 学校図書館と公立図書館が連携した読書啓発活動の推進

学校図書館と公立図書館が連携し、「読書週間^{※34}」及び「子ども読書の日^{※35}」等の取り組みを展開するよう働きかけます。

※34 読書週間：

昭和 22 年、出版社・図書館・取次会社・書店・報道・文化関連団体が読書週間実行委員会を結成し、11 月 17 日から第 1 回「読書週間」を実施した。翌年、文化の日を挟んだ 10 月 27 日～11 月 9 日の 2 週間が「読書週間」と定められた。

※35 子ども読書の日：

平成 13 年に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」によって、4 月 23 日が「子ども読書の日」と定められた。

(3) その他関係機関と学校図書館・公立図書館の連携

〈現状〉

- ・ 国際子ども図書館では、レファレンスサービス、複写サービス、図書館間貸出、学校図書館セット貸出など様々なサービスが実施されています。また、県内の大学・教育研究機関では、子どもの読書活動について研究を行っているところもあります。

〈課題〉

- ・ 県内公立図書館、学校図書館の中には、国際子ども図書館のサービスを知らない図書館もあります。また、県内公立図書館、学校図書館と大学・教育研究機関の連携も進んでいません。

〈施策の方向〉

ア 国際子ども図書館の周知

県内公立図書館、学校図書館に、国際子ども図書館のサービスの周知を図ります。

イ 公立図書館、学校図書館と県内の大学、教育研究機関等の連携

県内公立図書館、学校図書館と県内の大学、県総合教育センター等が連携協力できるようなネットワークづくりに努めます。

【努力目標（数値目標）】

目標項目	数値(H25)	実績
県内市町立図書館における蔵書横断検索対象館の割合	100%	89% (H22. 11)

5 啓発・広報等の推進

読書の重要性を県民一人一人が理解するためには、啓発・広報の充実は極めて重要な条件です。

県民の読書啓発につなげるため、家庭、地域、学校、図書館等で展開されている有意義な取組をできる限り把握し、こうした活動に一人でも多くの県民が参加できるよう、効果的に工夫をこらした広報を目指します。

(1) 情報の収集・提供の充実

〈現状〉

- ・ 県では、子どもの読書活動に関する情報サイト「読書県しづおか Book サイト」を平成17年2月から稼動し、情報収集・提供に努めています。また、県立中央図書館では、「静岡県図書館情報メールマガジン」により、県内外の子

どもの読書活動に関する情報を提供しています。

- ・ 平成 21 年度からは、県総合教育センターの「ふじのくにゆうゆう net」でも、読書に関する情報を発信しています。
- ・ 平成 12 年の「子ども読書年^{※36}」や平成 22 年の「国民読書年^{※37}」等を契機に、行政、関係団体、マスコミ等による読書の啓発活動が盛んに行われています。
- ・ 県内全ての小学校 1 年生に配布している読書ガイドブック『本とともにだち』は、県内の 8 割を超える小学校が授業や保護者会等に活用しています。(再掲)

〈課題〉

- ・ 各学校や各図書館では、その地区の子どもの読書活動に関する情報（実態調査、イベント情報、ブックリスト等）の収集・提供に努めていますが、地区内にとどまっています。

〈施策の方向〉

ア ホームページ等を活用した情報提供

「読書県しづおか Book サイト」、「静岡県図書館情報メールマガジン」、「ふじのくにゆうゆう net」等を活用して、県の各関係部局、各市町が収集した子どもの読書活動に関する情報を提供していきます。

イ 学校、図書館、地域活動団体を通じての情報提供

学校、図書館、地域活動団体を通じて、保護者、一般県民への子どもの読書活動に関する情報を提供します。

ウ 読書ガイドブック（ブックリスト）の作成・配布（再掲）

県内の子どもが興味を持って活用するとともに、保護者や、子どもの読書活動関係者の参考となる読書ガイドブック（ブックリスト）とその活用手引書を作成し、必要に応じて配布します。

エ 優良推奨図書の選定

県内の青少年健全育成のため、青少年向けの優良図書を選定し、ホームページで公開します。

^{※36} 子ども読書年：

平成 11 年 8 月、衆議院と参議院で「子ども読書年に関する決議」が採択され、平成 12 年が「子ども読書年」と定められた。決議文では、「読書の持つ計り知れない価値を認識して、子どもたちの読書活動を国を挙げて応援する」としている。

^{※37} 国民読書年：

平成 20 年 6 月、衆議院と参議院で「国民読書年に関する決議」が採択され、平成 22 年が「国民読書年」と定められた。決議文では、「活字離れ、読書離れが進み、読解力や言語力の衰退が我が国の精神文明の変質と社会の劣化を誘引する大きな要因の一つとなりつつある」として、政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねることが求められている。

(2) 「読書週間」及び「子ども読書の日」等における啓発・広報の推進

〈現状〉

- ・ 各図書館や各学校では、「読書週間」及び「子ども読書の日」等における関連イベントで読み聞かせやブックトーク等を実施し、子どもの関心を高めるような様々な取組を実施しています。
- ・ 静岡県図書館大会^{※38}では、図書館関係者、教員、読み聞かせボランティア等毎年約1,000人が集まり、情報交換、研修に努めています。
- ・ 平成16年度より、「読書県しづおか」づくり優秀実践校等の県教育長表彰を設け、優秀な読書活動の実践を行っている学校等の顕彰を行っています。

〈課題〉

- ・ 「子ども読書の日」は周知されつつありますが、この日にちなんだ取組を実施している学校及び図書館の伸び率は、停滞傾向にあります。

〈施策の方向〉

ア 「読書週間」及び「子ども読書の日」を通じての啓発・広報

「読書週間」及び「子ども読書の日」に関連して、公立図書館等での啓発・広報活動を促すとともに、個々の学校や図書館、読み聞かせボランティア団体等と連携を図り、子どもだけでなく大人への啓発・広報を一層推進します。

イ 読書関連事業を通じての啓発・広報

静岡県図書館大会や、県立中央図書館が実施する図書館講座、所蔵資料展示等の事業を通じて県民への啓発・広報を図ります。

ウ 優秀な取組の顕彰

県が開催する読書関連事業の中で、優秀な読書活動の実践を行っている学校等を顕彰します。また、県内の他の機関や団体等の顕彰についても、積極的に広報し、県民の周知を図ります。

^{※38} 静岡県図書館大会：

図書館関係者や広く図書館に関心を持つ県民が、読書活動の一層の発展について研修し、交流を深めることを目的とした研究大会。県内の読書活動推進を目的とした「静岡県読書大会」と、県内図書館関係者の「静岡県図書館振興大会」が統合され、平成4年から現在の「静岡県図書館大会」が開催されている。

【努力目標（数値目標）】

目標項目	数値(H25)	実績
「子ども読書の日」（4月23日）に関連して読書啓発に取り組んだ学校数、公立図書館数の割合	小70% 中70% 高60% 特70% 図85%	小49% 中33% 高18% 特35% 図66% (H21)
「読書週間」（10月27日～11月9日）に関連して読書啓発に取り組んだ学校数、公立図書館数の割合	小100% 中100% 高75% 特90% 図100%	小94% 中85% 高50% 特79% 図85% (H21)

6 推進・支援体制の整備等

これまで推進計画が掲げてきた施策は、いずれも「読書県しづおか」を構築するために不可欠な取組です。

これを踏まえ、行政の関係課・機関、各種団体、民間企業等と連携を図りながら各種施策の実施に向け、推進・支援体制の整備・充実に努めます。

（1）県における推進・支援体制の整備

〈現状〉

- 県の推進計画が実施されるためには市町の協力が不可欠であり、そのためには、市町においても推進計画を策定していくことが何よりも必要です。市町の推進計画策定状況は、平成22年3月末現在、県内35市町の内34市町が策定済みで、1町で策定作業が進められています。
- 平成16年度以降、県総合教育センターに学校図書館担当指導主事1名を配置するとともに、県立中央図書館に「子ども図書研究室」を設置し、学校図書館関係者、子ども読書活動関係者等の支援を図っています。
- 県の推進計画の進捗状況の定期的な管理と新たな推進施策についての検討・提案を行うため、平成16年度から、外部有識者等で構成する「静岡県読書活動推進会議」を設置し、年3回の会議を実施しています。
- 県教育委員会の学校教育課（小中学校班・高校班・特別支援教育推進室）、社会教育課、県総合教育センター、県立中央図書館の各担当者に、知事部局の私学振興課、子育て支援課の担当者を加えた「静岡県読書活動推進会議担当者会」を定期的に開催し、連携を図っています。

〈課題〉

- 今後、市町には、計画の進行状況や県の推進計画を踏まえた計画の見直しを働きかけていく必要があります。

〈施策の方向〉

ア 市町との連携

市町の推進計画の進行状況や県の推進計画を踏まえた計画の見直しを働きかけ、市町と連携して本計画の推進を図ります。

イ 「静岡県読書活動推進会議」の定期的な開催

「静岡県読書活動推進会議」を定期的に開催し、この推進計画の進捗状況を把握するとともに、実効性のある施策を検討します。

ウ 寄付制度の検討

住民からの本の寄付制度に係る事例集を作成し、市町へ啓発することにより、それぞれの地域の実態に応じた方法での実施を働きかけます。

エ 施策の周知

推進計画に基づく県の施策の周知を図るため、市町教育委員会・各学校・各図書館等に対し、文書による通知や連絡会・研修会等を、必要に応じて実施します。

(2) 出版、書籍販売業界等との連携

〈現状〉

- 出版関係団体では、「サン・ジョルディの日^{※39}」「第4土曜日は子どもの本の日^{※40}」「全国訪問おはなし隊^{※41}」「おはなしマラソン^{※42}」などの独自の読書推進運動を展開しています。
- 一部の書店では、子ども達が気軽に手にとって本に親しめるスペースが設けられています。
- 一般県民に対して、業界独自のブックリストが作成されています。
- 電子書籍やケータイ小説等、電子媒体を介した新たな読書環境が広がりつつあります。

※39 サン・ジョルディの日：

4月23日。親しい人に気持ちをこめて、本や花を贈り合うスペインのカタルーニャ地方の伝統の日。普通は男性から女性に花を、女性から男性に本を贈る。親子や友人どうしでもプレゼントする。

※40 第4土曜日は子どもの本の日：

日本児童図書出版協会、日本出版取次協会等が平成10年9月に制定。出版文化産業振興財団の「第4土曜日は子どもの本の日」実行委員会が実施。書店の店頭で、子どもの本の読み聞かせや独自に選定した推薦本の販売、読書相談等を行う。

※41 全国訪問おはなし隊

講談社が、90周年記念事業として平成11年7月から実施。2台のキャラバンカーで各都道府県を1か月単位で巡回し、幼稚園、保育所、小学校、図書館、書店等を訪問し、紙芝居や絵本の読み聞かせ、キャラバンカーに積載した絵本の自由閲覧等を行っている。

※42 おはなしマラソン

日本出版販売の創立50周年を記念して平成11年10月から実施。子どもたちに物語の楽しさを伝えるとともに、子どもが本に親しむ環境づくりを目指して、各地の書店と共同で絵本の読み聞かせ、パネルシアター等を行っている。

つあります。（再掲）

- ・ 図書情報提供の一環として、「読書県しづおか Book サイト」に県民から投稿された推薦図書や書評を、当サイトで一部公開しています。

〈課題〉

- ・ 近年、急速に普及しつつある電子書籍等の取り扱いについて検討する必要があります。
- ・ 行政又は民間企業等が主催するイベント等の趣旨や内容をお互いに把握し、必要に応じて連携や協働を図っていく必要があります。

〈施策の方向〉

ア 業界との協働

業界や関係機関等との調整や連携を進めながら、協働によって読書活動の振興に努めています。

イ 図書情報提供システムの研究

業界や関係機関等と連携して、読者の書評を集めるなど求める本の情報がより詳しくわかるような図書情報提供システムを、引き続き研究します。

(3) マスコミ等との連携

〈現状〉

- ・ テレビ等が子どもの読書時間を減らすという見方もありますが、テレビドラマや映画に感動して原作を手にとって読み、本の楽しさを知っていく子どももいます。
- ・ 静岡県各地の民話を放送するラジオ番組がありますが、そこには読み聞かせボランティアが協力しています。
- ・ 各新聞社では「読書」のページを大きく設け、子どもの本の広報など読書啓発を行っています。
- ・ 県や市町で開催しているイベント等の開催にあたっては、広報等に関してマスコミの協力が得られています。

〈課題〉

- ・ 行政又は民間企業等が主催するイベント等の趣旨や内容をお互いに把握し、必要に応じて連携や協働を図っていく必要があります。（再掲）

〈施策の方向〉

ア 番組の原作や参考文献等の紹介

テレビ、ラジオ番組の放送や新聞・雑誌等の広報の中で、番組の原作や参考文献等の紹介が一層効果的に展開されるよう働きかけていきます。

イ 読書関連イベント等の広報

読書活動を推進する社会的気運を醸成するため、読書関連イベント等の広報を、引き続きマスコミに対して積極的に働きかけていきます。

(4) 施策の実施に向けて

県は、本計画に掲げられた各種施策を実施するため、事業の必要性や費用対効果を十分検証したうえで、必要な予算措置その他の措置を講ずるよう努めます。

【努力目標（数値目標）】

目標項目	数値(H25)	実績
「子ども読書活動推進計画」の見直しを図っている市町数の割合	70%	新規

【努力目標（数値目標）一覧】

推進計画全体の達成指標	数値(H25)	実績
本を読むことが好きだと答えた児童・生徒の割合	80%	小 73.6% 中 72.6% 高 60.7% (H21)

目標項目	数値(H25)	実績
1週間に1度は家庭で本に親しむ子どもの割合	80%	新規
県内市町立図書館の児童図書の蔵書冊数(12歳以下の子ども1人あたり)	8冊以上	7.1 冊 (H20)
県内市町立図書館の児童図書の年間貸出冊数(12歳以下の子ども1人あたり)	20 冊以上	16.6 冊 (H20)
子ども読書アドバイザーの養成人数	120 人	82 人 (H21)
朝読書、読み聞かせ等全校で取り組む読書活動を実施している学校数の割合(特別支援学校は、児童生徒等の実態に応じて朝読書、読み聞かせ等の読書活動に取り組む学部数)	小 100% 中 100% 高 90% 特 100%	小 100%, 中 100% 高 78.2%, 特 100% (H21)
1か月の目標読書冊数	小 8 冊以上 中 4 冊以上 高 2 冊以上	小 6.1 冊, 中 3.2 冊 高 1.8 冊, (H21)
図書標準を達成している学校数の割合	75%	小 55%, 中 41% (H20)
司書教諭が読書指導や学校図書館の機能を活用した授業の支援等を行う時間を位置付け、実施している学校の割合。	100%	新規
学校司書等を配置している学校数の割合	小 80% 中 80% 高 95%	小 62%, 中 55% 高 91%, (H20)
県内市町立図書館における蔵書横断検索対象館の割合	100%	89% (H22.11)
「子ども読書の日」(4月 23 日)に関連して読書啓発に取り組んだ学校数、公立図書館数の割合	小 70% 中 70% 高 60% 特 70% 図 85%	小 49%, 中 33% 高 18%, 特 35% 図 66% (H21)
「読書週間」(10月 27 日～11月 9日)に関連して読書啓発に取り組んだ学校数、公立図書館数の割合	小 100% 中 100% 高 75% 特 90% 図 100%	小 94%, 中 85% 高 50%, 特 79% 図 85%, (H21)
「子ども読書活動推進計画」の見直しを図っている市町数の割合	70%	新規

第3章 重点的な取組

1 家庭における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭教育支援事業等での読書活動の啓発

家庭教育に関する学びの場や情報の提供により、保護者に対して読書の重要性を啓発します。

(2) 成長過程に応じた読書ガイドブック（ブックリスト）の配布と活用促進

「乳幼児向けブックリスト」、静岡県読書ガイドブック『本とともにだち』（小学生版・中学生版）等を配布し、子どもや保護者に対して子どもの成長過程に応じた本を紹介します。

また、「教職員用の手引き」の作成や、子どもの読書啓発に資する研修会等の開催により、ガイドブック（ブックリスト）の活用を促します。

2 地域における子どもの読書活動の推進

(1) 子ども読書アドバイザーの養成

市町における読書ボランティアのリーダー及びコーディネーターとなる子ども読書アドバイザーを、各市町に1人以上、県内で200人を目標に養成します。

(2) 県立図書館機能の充実

ア 児童図書の巡回展示の実施

県立図書館が全点購入している児童図書の一部を市町立図書館等で巡回展示するとともに、選書学習会等を実施します。

イ 市町立図書館運営支援、市町訪問（図書館未設置町訪問）

- 協力車訪問等により、市町立図書館の運営相談、情報提供を実施します。
- 市町訪問、市町社会教育主管課長会、担当者会などで図書館整備を働きかけます。

ウ 公立図書館職員研修

公立図書館職員を対象に基礎研修及び児童サービスに関する専門研修を実施します。

エ 県立中央図書館「子ども図書研究室」による支援

- 「子ども図書研究室だより」を配布するとともに、子ども図書研究室講座・講演会を実施します。

- ・ 公立図書館、学校図書館に対して、運営相談を実施します。

オ お話し会の実施

グランシップ県立図書館コーナー「えほんのひろば」でお話し会を実施します。

(3) 地域で子どもを育む取組における読書の啓発

地域で子どもを育む「通学合宿」「放課後子ども教室」「学校支援地域本部」等の取組において、読書ボランティアの活用と、様々な読書活動の実施を働きかけます。

3 学校における子どもの読書活動の推進

(1) 学校における読書活動の推進

ア 学校図書館や司書教諭の役割について理解の促進

学校図書館及び司書教諭の役割について通知により理解を促します。

イ 学校図書館を活用した教育活動の教育計画への位置付けと司書教諭が学校図書館を活用した学習を支援する時間の設定

各学校へ理解を促すとともに実施状況を把握します。

ウ 学校図書館の活用、読書指導の充実

- ・ 児童生徒の実態に応じて教育活動全体で図書館を活用するため、授業計画や校内研修等に組み入れるよう研修機会を通じて働きかけます。
- ・ 特別支援学校においては、学校図書館活性化研究事業を実施し、研究成果を広げます。
- ・ 市町教育委員会や学校主催研修に総合教育センター指導主事が出向き、学校図書館の活用、読書指導について説明し、実践を促します。

エ 公立図書館・地域等との連携

- ・ 市町における公立図書館・地域等と学校との連携について効果的な事例を収集し、広報紙等で紹介します。
- ・ 定期的な連絡会の実施を働きかけます。

(2) 学校図書館等の機能の強化

ア 計画的な図書資料等の整備・充実

- ・ 学校図書館図書標準が達成できるように市町教育委員会に啓発します。
- ・ 内容が時代に合わなくなった図書の廃棄、更新を行い一つ計画的な図書購入が図られるよう指導します。

イ 学校図書館のデータベース

図書資料等をボランティア等の協力を得ながら、データベース化を促進するよう各学校（教育委員会）に働きかけます。

ウ 学校図書館状況調査及び読書量調査の実施

文部科学省による「学校図書館の現状に関する調査」及び独自調査を実施し、現状を把握・分析します。

エ 学校司書等の配置

- ・ 学校図書館に関わる業務の重要性について、各学校に再認識を促します。（県立学校）
- ・ 学校司書等の配置効果の情報を収集、提供し、市町教育委員会に学校司書等の配置を働きかけます。（小・中学校）

オ 司書教諭等の資質向上

司書教諭を対象とした研修を実施します。

カ 先進事例等の情報の共有化

広報紙「静岡県の学校図書館」、「読書県しづおか Book サイト」、「ふじのくにゆうゆう net」等から情報を発信します。

キ 学校訪問による指導・情報収集

読書活動、学校図書館を活用した学習活動、学校図書館の役割、校内体制の構築等に関する指導や情報収集を行います。

4 図書館間等の連携による子どもの読書活動の推進

（1）市町立図書館と学校図書館の関係者等の定期的な連絡会等の実施

市町訪問、研修会等を通じて市町立図書館を中心とした定期的な連絡会の実施を働きかけます。

（2）静岡県横断検索システムの整備・拡充

市町立図書館の情報化、WebOPACの公開、県横断検索システムへの参加を働きかけます。

5 啓発・広報等の推進

（1）情報メディア、情報端末を利用した情報提供の拡充

「読書県しづおか Book サイト」「静岡県図書館情報メールマガジン」「ふじのくにゆうゆう net」等を活用し、県民に対して読書関連情報の提供に努めます。

(2) 「子ども読書の日」等の啓発

「子ども読書の日」に関連した読書啓発活動に取り組む学校や図書館等が増加するよう、文書や研修会等を通じて働きかけます。

(3) 「読書県しづおか」づくり優秀実践校等の表彰

静岡県図書館大会等の場を利用して、優秀な読書活動の実践を行っている学校等の県教育長表彰を実施します。

(4) 読書啓発事業の実施

- ・ 「読書県しづおか」を全国に情報発信し、県民の読書啓発につながるイベント等の実施を検討します。
- ・ 図書館関係者や広く図書館に関心を持つ県民が、読書活動の一層の発展について研修し、交流を深めることを目的とした静岡県図書館大会を実施します。

(5) 成長過程に応じた読書ガイドブック（ブックリスト）の配布と活用促進（再掲）

「乳幼児向けブックリスト」、静岡県読書ガイドブック『本とともにだち』（小学生版・中学生版）等を配布し、子どもや保護者に対して子どもの成長過程に応じた本を紹介します。

また、「教職員用の手引き」の作成や、子どもの読書啓発に資する研修会等の開催により、ガイドブック（ブックリスト）の活用を促します。

6 推進・支援体制の整備等

(1) 県・市町子ども読書担当者連絡会・研修会の実施

県や市町において、教育委員会又は首長部局の担当者、ブックスター所管部局職員、ボランティア代表者等が連携して子ども読書活動を推進できるよう、必要に応じて連絡会や研修会を開催します。

(2) 「静岡県読書活動推進会議」の定期的な開催（再掲）

「静岡県読書活動推進会議」を定期的に開催し、この推進計画の進捗状況を把握するとともに、実効性のある施策を検討します。

(3) 市町子ども読書活動推進計画改訂支援

各市町の「推進計画」の見直しを働きかけるとともに、市町訪問等によって改訂作業の支援を行います。

参 考 資 料

- 1 文字・活字文化振興法
- 2 子どもの読書活動推進に関するもの
 - (1) 子どもの読書活動推進に関する法律
 - (2) 子どもの読書活動推進に関する基本的な計画
- 3 公立図書館に関するもの
 - (1) ユネスコ公共図書館宣言
 - (2) 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準
- 4 学校図書館に関するもの
 - (1) 学校図書館法
 - (2) 学校図書館図書標準算定表
 - (3) 学校図書館の充実及び司書教諭に関する配慮事項
- 5 平成 22 年度静岡県読書活動推進会議委員名簿

1 文字・活字文化振興法（平成 17・7・29 公布）

（目的）

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情

報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における言語力の涵養）

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に關し必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の国際交流）

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（学術的出版物の普及）

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の日）

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めようするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

（財政上の措置等）

第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 子どもの読書活動推進に関するもの

（1）子どもの読書活動推進に関する法律

（平成13・12・12公布）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、

もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動

推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月 23 日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 抜粋（平成 20・3・11閣議決定）

この計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）第 8 条第 3 項において準用する同条第 2 項の規定に基づき、国会に報告するものである。

第1章 はじめに

読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（子どもの読書活動の推進に関する法律第 2 条）であり、社会全体でその推進を図っていくことは極めて重要である。

子どもの読書活動を推進するため、これまで様々な取組がなされてきた。例えば、平成 11 年 8 月には、読書の持つ計り知れない価値にかんがみ、子どもの読書活動を国を挙げて支援するため、平成 12 年を「子ども読書年」とする旨の衆参両院の決議がなされた。平成 12 年 1 月には、国際的連携の下に子どものための図書館サービスを実施するため、国立国会図書館の支部図書館として「国際子ども図書館」が設立され、同年 5 月に開館した。

さらに、国全体として子どもの読書活動を推進していくため、平成 13 年 11 月、議員立法により法案が国会に提出され、同年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下、「法律」という。）として公布・施行された。この法律は、子どもの読書活動の推進に關し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表すること、地方公共団体が「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定・公表すること、4 月 23 日を「子ども読書の日」とすること等を定めることにより、施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって子どもの健やかな成長に資することを目的としている。

また、法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、平成 14 年 8 月、政府は、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を推進することを基本理念とする「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を定め（以下、「第一次基本計画」という。）、これを国会に報告した。

第一次基本計画期間中においては、平成 17 年に文字・活字文化振興法が成立したことを受け、その後、文字・活字文化の振興に関する施策の推進も図られてきた。さらに、平成 18 年には約 60 年ぶりに教育基本法が改正され、これを受けて、平成 19 年には学校教育法等教育関連三法が改正されるなど、教育の基本理念にかかわる法律の改正が行われた。また、平成 18 年には、社会総がかりによる教育再生を目指し、教育の基本にさかのぼった改革を検討する「教育再生会議」が内閣に設置され、三つの提言及び最終報告がとりまとめられるなど、子どもの読書活動に関連する法整備等が進んだ。

他方、第一次基本計画期間中においては、例えば、学校における一斉読書活動の普及、公立図書館における貸出冊数の増加など、子どもの読書活動は進んだところである。しかし、依然として、小学生、中学生、高校生と学校段階が進むにつれて子どもたちが読書をしなくなる傾向にある点や、地方公共団体の取組状況に大きな差が見られる点などの課題は解決されていない。さらに、平成 16 年と平成 19 年に公表された「OECD 生徒の学習到達度調査」により、我が国の子どもたちの読解力の向上が課題であることも明らかになった。

このような第一次基本計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を検証した上で、ここに新たな「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(以下、「本計画」という。)を定めることとする。本計画は、今後おおむね 5 年間にわたる施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにするものである。なお、本計画中の数値目標は、子どもの読書活動の推進に必要と考えられる施策を行う上での取組の目安として掲げるものであり、地方公共団体に対して、数値目標の達成について特段の施策の実施を義務付けるものではない。

第 2 章 第一次基本計画期間における取組・成果と課題

1 第一次基本計画期間における取組・成果

第一次基本計画期間において、以下のような取組が進んだ。

- ① 平成 18 年度末までに、全都道府県において法律第 9 条第 1 項に基づく「都道府県子ども読書活動推進計画」(以下、「都道府県推進計画」という。)が定められた。
 - ② 公立図書館と連携する学校が大幅に増加した(平成 14 年度: 45.5%、平成 18 年度: 52.5%)。
 - ③ 平成 15 年度から 12 学級以上の学校に司書教諭が必置となり、12 学級以上のほとんどの学校で発令されている。また、学校においてボランティアとの連携・協力が進み、特に、小学校におけるボランティアとの連携が進んだ(平成 14 年度: 35.2%、平成 18 年度: 69.6%)。
 - ④ 学校図書館における図書数が一定程度増加する(平成 14 年度から平成 17 年度にかけて約 1,550 万冊増加)とともに、図書情報のデータベース化が進んだ(平成 14 年度: 26.9%、平成 18 年度: 41.5%)。
 - ⑤ 平成 14 年度から平成 18 年度にかけて、「子どもゆめ基金」により、子どもの読書活動を支援する 1,685 団体への助成が行われた。
- 第一次基本計画期間における成果としては、以下のようなものが挙げられる。
- ① 平成 13 年度、15 年度に行われた教育課程実施状況調査及び平成 19 年度に行われた全国学力・学習状況調査によると、平日における読書を「全く、または、ほとんどしない」(全国学力・学習状況調査

においては「全くしない」と答えた割合は、小学生・中学生いずれも減少傾向にある。特に、中学生の減少は著しく、平成 13 年度から 19 年度にかけて約 17 ポイントの減少となった。また、平成 14 年度、15 年度、17 年度に高校生を対象に行われた教育課程実施状況調査においても、若干の減少傾向が見られた。

- ② 公立図書館では、児童書の貸出冊数が増加する(平成 13 年度: 約 12,500 万冊、平成 16 年度: 約 13,500 万冊)とともに、児童の貸出者数も増加した(平成 13 年度: 約 2,160 万人、平成 16 年度: 約 2,360 万人)。児童室を有する図書館が増加した(平成 14 年: 1,751 館、平成 17 年: 1,870 館)。
- ③ 全校一斉の読書活動を行う学校が増加した(平成 14 年度: 74.3%、平成 18 年度: 84.2%)。また、読み聞かせや「ブックトーク」を行う学校も増加した(平成 16 年度: 46.8%、平成 18 年度: 52.2%)。

2 第一次基本計画期間における課題

一方、第一次基本計画期間を経て、以下のような課題が見られた。

第一に、子どもたちの読書の取組状況について、依然、学校段階における差が生じている点である。例えば、平成 15 年度に行われた教育課程実施状況調査によると、平日において読書を「全く、または、ほとんどしない」と答えた割合は、小学生 28.3%、中学生 47.9%、高校生 61.3% と、学校段階が進むにつれ読書離れが進む傾向にあり、今後は、中学生・高校生といった世代の読書活動の推進が課題である。

第二に、読書活動推進に向けた取組について、地域間の差が依然として顕著な点である。例えば、平成 18 年度末までに、法律第 9 条第 2 項に基づく「市町村子ども読書活動推進計画」(以下、「市町村推進計画」という。)を策定している市町村は 24%、策定に向けた作業を進めている市町村は 15%、策定に向けた検討を進めている市町村は 34% である一方、いまだ策定に向けた検討に入っていない市町村が 28% を占めるなど、市町村推進計画の策定状況にばらつきが見られる。また、平成 17 年現在も、市(区)町村別の公立図書館設置率は、市(区) 97.9%、町 53.9%、村 22.0% と、小規模自治体になるにつれ、図書館の設置が遅れている状況が続いている。小学校一校当たりの図書購入費(年間)の平均額を都道府県別に比較すると、最低 17.8 万円から最高 67.2 万円(平成 17 年度)と約 50 万円の開きが見られ、地域間の差が歴然としている。

第三に、学校図書館資料の整備が不十分な点である。学校図書館資料については、第一次基本計画策定時から改善傾向にあるものの、平成 17 年度末における学校図書館図書標準の達成状況は、小学校で 40.1%、中学校で 34.9% にとどまっている。

第四に、子どもたちの読解力の低下である。平成 16 年に公表された「OECD 生徒の学習到達度調査」により、我が国の子どもたちの読解力が低下傾向にあることが示された。平成 19 年に公表された同調査からも、引き続き読解力の向上が課題であることが明らかになった。読書習慣がある子どもほど読解力に優れている傾向にあることから、読解力の向上のため、新聞や科学雑誌なども含めた、幅広い読み物に親しむことの必要性が指摘されている。また、「読む力」は「書く力」や「考える力」にも関連しており、読書後に自分の思いや考えを話したり書いたりする取組ともあわせた活動の重要性も指摘されているところである。

3 第一次基本計画策定後の子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

第一次基本計画の策定からおおむね5年が経過する中で、関連法の整備をはじめ、子どもの読書活動を取り巻く情勢は大きく変化した。そのうち、本計画の推進に当たって、留意すべき事項として以下のようなものがある。

(1) 教育基本法・学校教育法の改正

平成18年12月、我が国の教育をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、改めて教育の基本を確立するとともに、教育の理念を明確にするため、教育基本法が改正された。新しい教育基本法においては、教育の目標の一つに、「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培う」ことが掲げられている（第2条第1号）。さらに、義務教育として行われる普通教育の目的は、「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこと」にあるとしている（第5条第2項）。教育の実施に関しては、新たに、家庭教育（第10条）、幼児期の教育（第11条）、学校・家庭・地域の連携協力（第13条）についての規定が盛り込まれた。

また、平成19年6月には、新しい教育基本法の理念を受けて、学校教育法が改正された。同法においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が掲げられている（第21条第5号）。

(2) 文字・活字文化振興法の成立

文字・活字文化は、「人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないもの」である（文字・活字文化振興法第1条）。このため、平成17年7月、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることを目的として、文字・活字文化振興法が成立した。同法第3条第3項及び第8条は、学校教育において、読む力、書く力及び言語力の涵養に十分配慮するよう規定している。また同法第11条は、国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、10月27日を「文字・活字文化の日」と定めている。

(3) 図書館法の改正に向けた動き

昭和25年に制定された図書館法は、公立及び私立図書館の「図書館奉仕」に関する事項や司書の資格等について定めている。この図書館法については、新しい教育基本法や「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」（平成20年2月中央教育審議会答申）における提言等を踏まえ、図書館に、その運営状況に関する評価及び改善や情報提供に関する努力義務を課すとともに、司書及び司書補の資格要件の見直し等を行う改正法案が、平成20年2月29日に閣議決定され、国会に上程された。

(4) 情報化社会の進展

テレビ、ビデオ・DVD、インターネットなどの様々な情報メディア・情報媒体の発達・普及により、多様かつ大量の刺激的な情報が、簡単・瞬時に入手できるようになった。このような情報化によって利便性が向上した反面、近年、子どもたちのテレビ、インターネットサイトの見過ぎ、ゲームのし過ぎなどに伴う文字・活字離れが懸念されているところである。

(5) 地方分権の進展

平成11年のいわゆる地方分権一括法の成立を機に本格的に始まった地方分権の流れは、平成14年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」に始まる三位一体の改革、また市町村合併の推進などにより、大きく進展してきたところである。さらに、平成18年末に成立した「地方分権改革推進法」は、国と地方の役割分担を明確にすること、その上で、地方公共団体が自主性・自立性を高め、自らの判断と責任において行政運営をすることを目指している。

法律第4条においては、地方公共団体は、「子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされており、各地方公共団体においては、自らの判断と責任の下、このような責務を十分認識し、必要な体制の整備等に努めることが求められる。

第3章 基本の方針

第2章において示された取組・成果と課題、情勢の変化等を踏まえ、次の基本の方針の下、子どもの読書活動の推進に取り組む。

1 子どもの自主的な読書活動の推進

読書を通じて、子どもたちは読解力や想像力、思考力、表現力等の生きる基礎力を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができる。また、書籍や新聞、図鑑などの資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、さらなる知的探求心や真理を求める態度が培われる。このため、子どもが自ら読書に親しみ、進んで読書習慣を身に付けていくよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進することが重要である。

また、読書は、子どもたちが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となる。特に、社会が急激に変化し、複雑化していく中で、個々人が読書活動などを通じて、生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けていくことは大変重要である。

このように、知的活動の基礎となる自主的な読書活動は、法律第2条や文字・活字文化振興法第1条が規定するように、人格の完成と個人の能力の伸長、主体的な社会参画を促すものとして、民主的で文化的な社会の発展に不可欠のものである。

このような観点から、国及び地方公共団体は、子どもの自主的な読書活動の重要性を踏まえて、その推進を図る。

2 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組が必要である。まず、子どもが読書に親しむ機会の充実に向け、それぞれが担うべき役割を果たすことはもとより、関係機関、民間団体、事業者等が緊密に連携し、相互に協力を図りつつ、取組を推進していくことが求められる。

このような観点から、国及び地方公共団体は、家庭、地域、学校それぞれが相互に連携・協力して子どもの自主的な読書活動の推進を図るような取組を推進するとともに、必要な体制の整備に努める。

3 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実

乳幼児期から発達段階に応じて読書に親しめるよう

に配慮した環境作りが重要である。

家庭、地域、学校においては、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう努めることが重要である。このため、発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、その読書活動を広げ、読書体験を深めるような機会を提供するとともに、そのための環境作りに努めることが肝要である。あわせて、子どもが興味を持ち、感動する本等を身近に整えることが重要である。

このような観点から、国及び地方公共団体は、子どもの自主的な読書活動の推進に資するため、家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、施設、設備その他の諸条件の整備・充実に努める。

4 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもは、大人から民話などの話を聞いたり、読書する大人の姿を見たりするなどして読書意欲を高めていく。このように、子どもが自主的な読書態度や読書習慣を身に付けていく上で、特に、保護者、教員、保育士等子どもに身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが重要である。このため、子どもを取り巻く大人を含めた社会全体で読書活動を推進する気運を一層高めるために、子どもの読書活動の意義や重要性について、国民の間に理解を広め、関心を高める必要がある。

このような観点から、国及び地方公共団体は、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的気運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図るよう努める。

第4章 子どもの読書活動の効果的な推進に必要な事項

1 推進体制等

(1) 国における子どもの読書活動推進体制の整備

本計画を効果的に推進していくため、国は、関係府省庁間相互の密接な連携を図るとともに、関係機関、地方公共団体、民間団体等との連携をさらに深め、方策の効果的な推進を図る。また、関係機関等の活動の円滑化を図るため、子どもの読書活動を推進するための関連情報を広く収集・提供するよう努める。

(2) 地域における子どもの読書活動推進体制の整備

法律第9条の規定により、都道府県、市町村は、それぞれ、都道府県推進計画、市町村推進計画を策定するよう努めなければならないとされている。平成18年度末現在、全都道府県において都道府県推進計画が策定されたものの、市町村推進計画の策定率は24%にとどまっている。このため、未策定の市町村は、地域の実情を踏まえつつ、本計画及び都道府県推進計画を基本にして、市町村推進計画を策定するよう努める。国は、本計画期間中に、50%以上の市町村において市町村推進計画が策定されるよう、都道府県及び市町村の相談に応じることなどにより取組を促していく。また、都道府県は、域内の子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、必要に応じて都道府県推進計画の見直しを行う。

あわせて、都道府県及び市町村は、本計画及び都道府県・市町村推進計画を推進するに当たり、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携・協力を図るとともに、関係者が相互に情報交換等を行うための総合的な推進体制が整備されるよう支援していく。

さらに、地方公共団体間における各種情報の交換等が円滑に行われるよう、都道府県及び市町村は、それ

ぞれの役割に応じ、相互の連携・協力体制の整備に努める。特に、市町村は、身近な地方公共団体としての重要な役割にかんがみ、市町村相互の連携・協力体制の整備を積極的に推進することが期待される。

(3) 民間団体間の連携・協力の促進に対する支援

民間団体が主体性を持つつ、相互に連携・協力を図ることは、それぞれの団体の活動内容を充実させるとともに、全体として子どもの読書活動の一層の推進に資することとなる。そこで、国及び地方公共団体は、民間団体間の連携・協力の促進を図るため、その体制の整備の推進を支援していく。

2 財政上の措置

国は、本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が地域の実情に応じて自主的に実施する子どもの読書活動の推進に関する施策のための費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

その際、本計画に掲げられた各種施策について、目的と手段を十分見極め、最小の経費で最大の効果をあげる観点から、有効性を検証するよう努める。

第5章 子どもの読書活動の推進のための方策

家庭における子どもの読書活動の推進

1 子どもの読書活動の推進における家庭の役割

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、保護者が配慮・率先して子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが肝要である。

このため、家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけを作ることが重要である。また、定期的に読書の時間を設けるなどして子どもに読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて子どもが感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働き掛けることが望まれる。

2 家庭における子どもの読書活動の推進のための取組

(1) 家庭における理解の促進

子どもの読書活動を促すためには、最も身近な存在である保護者が、子どもと共に読書の楽しさを分かち合い、読書に親しむことが有効である。このため、図書館における保護者を対象とした講座、市町村が実施する子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する講座、子育て支援の一環として図書館や公民館等において行われる読み聞かせ会など、親子がふれあう機会の提供を通じて、読み聞かせの楽しさや読書の重要性についての理解の促進を図る。また、幼稚園、保育所等においても、読み聞かせや読書の大切さ、意義について保護者等に対し広く普及を図る。

(2) 家庭に向けた情報提供

ホームページなどにより保護者に対して家庭教育についての情報提供を行い、家庭における読み聞かせや、子どもが読書の時間を持つよう家庭で習慣付けることの重要性について、理解の促進を図る。

また、図書館で行われる読み聞かせ会など、家庭における読書活動に資する取組に関する情報を広く周知・広報することも重要である。

地域における子どもの読書活動の推進

【図書館】

1 子どもの読書活動の推進における図書館の役割

図書館において、子どもは、自分の読みたい本を豊

富な図書の中から自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる。また、自ら必要な情報を収集し、それを基に意思決定・問題解決を図るなど、読解力や情報活用能力を身に付けることができる。他方、保護者は、子どもに読ませたい本を選択したり、子どもの読書について司書等に相談することができる。

さらに、図書館においては、自ら読み聞かせ会やお話し会、子どもに薦めたい図書の展示会、保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方・与え方の指導等を行っている。あわせて、子どもの読書活動を推進する団体・グループへの相談対応等の支援や、図書館の諸活動を支援するボランティアが必要とする知識・技術を習得するための学習の機会の提供等も行っている。

このように、図書館は、地域における読書活動を推進する上で重要な役割を果たしている。

2 公立図書館における子どもの読書活動の推進のための取組

(1) 「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の実践

公立図書館においては、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成 13 年文部科学省告示第 132 号）等を踏まえ、

- 子どもに対するサービスの充実に資するため、必要なスペースを確保するとともに、児童・青少年用図書の収集・提供、情報通信機器の整備等、子どもの読書活動を推進するための体制の整備に努めること
- 子どもを対象として、本に関する案内や助言を行ったり、本をめぐる意見交換の場の提供、オーバー・ビジット等の講座に取り組む等、多様な学習機会を提供すること
- 地域に在留する外国人の子ども等に対するサービスの充実に資するため、外国語資料の収集・提供、利用案内やレファレンス・サービス等に努めること
- 公立図書館に登録しているボランティアは、平成 17 年現在、約 7 万人いるが、希望者に読み聞かせ等の活動の場等に関する情報を提供したり、ボランティア養成のための研修を実施するなど諸条件の整備に努め、本計画期間中に 10 万人を目指すこと。同時に、必要な知識・技能等を有するボランティアの参加を一層促進することによって、読み聞かせ会やお話し会、外国人の子どもたちへの対応等、子どもに対する図書館サービスを充実させることなどの取組が一層推進されるよう促していく。

(2) 地域の読書活動を支えるキーステーションとしての取組

① 読書活動に関する情報提供

地域における子どもの読書活動を推進していくため、児童・青少年用図書の蔵書・貸出情報やお話し会の開催など、子どもの読書活動の機会に関する情報等を、隨時、地域住民に提供することは重要である。このため、子どもの読書活動の推進に資するコンテンツを作成し、図書館のホームページに掲載したり、メールマガジンを発行するなど、インターネットを活用した情報発信の充実を促す。特に、ホームページについては、平成 17 年現在、全国の公立図書館の約 56% で開設されているが、本計画期間中に本館数の 90% 以上の図書館で行われるよう促す。

② 公立図書館や関係機関等の間の連携・協力

子どもの読書環境を整備する上で、都道府県立図

書館、市町村立図書館、学校図書館その他の関係機関との間のネットワークを構築し、図書の貸借をはじめとする連携・協力や情報交換などを行うことは重要である。

また、公立図書館を中心に、地域の読書活動推進団体、グループ、青少年団体等の関係団体、保健所・保健センター、保育所等の関係機関と連携し、地域における子どもの読書活動を推進する取組の充実に努めることも重要である。具体的には、

- 公民館の図書室や保育所、児童館等に対して図書の団体貸出しやお話し会などを実施する
- 保健所・保健センターで実施される健診の際に、図書が絵本の選び方や読み聞かせの方法について保護者に指導する
- 司書、保健所・保健センターの保健師、地域のボランティア等が連携・協力して、乳幼児への読み聞かせの方法等を説明しながら保護者に絵本等を手渡す「ブックスタート」運動を実施するなど

様々な機関との連携・協力が望まれる。このため、国は、これらの取組の積極的な推進を促す。

③ 学校図書館との連携・協力

公立図書館は、学校図書館と連携・協力することも重要である。このため、公立図書館の図書の学校図書館への団体貸出しを促すとともに、図書館職員が学校を訪問した際や児童生徒が図書館を訪問した際に、図書館職員による読み聞かせを行うなどの取組を促していく。

また、図書館間の連携・協力を進めるため、児童図書等資料の相互貸借や複数の図書館で協力して行うレファレンス・サービスの実施等の取組を促していく。

3 子どもの読書活動の推進のための公立図書館等の機能強化

(1) 公立図書館の整備

平成 17 年現在、公立図書館を設置する市（区）町村の割合は、市（区）で 97.9%、町で 53.9%、村で 22.0% となっている。

地域における子どもの読書活動を推進するためには、身近なところで読書ができる環境を整備していくことが重要である。このため、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」において、市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、公立図書館の設置に努めることや、都道府県は、図書館未設置の町村が多く存在することを踏まえ、市町村立図書館の設置及び運営に対する助言等を計画的に行うことなどが示されている。

公立図書館が未設置の市町村は、今後、その解消に向けて、図書館の設置について積極的に取り組むことが望まれる。新たな図書館の設置が困難な場合でも、都道府県立図書館や近隣市町村との連携等による読書環境の整備が望まれる。

既に公立図書館が設置されている市町村においても、地域の人口分布や人口構成、地形、交通網など地域の実情に応じて、分館や移動図書館の整備、公民館の図書室や各種施設の図書コーナーの整備、学校図書館の開放などにより、地域の人々が身近なところでサービスを享受できるよう、地域における読書環境の整備に努めることが望まれる。

他方、都道府県は、未設置市町村に対して計画的に行う助言等を通じて、公立図書館が果たす役割の

重要性について理解を促すとともに、図書館設置の気運を醸成し、その整備を促していく。

(2) 公立図書館の資料、施設、設備等の整備・充実

地域における子どもの読書活動を推進する上で、公立図書館が積極的な役割を果たすためには、児童・青少年用の図書館資料の充実に努めるとともに、利用者に応じた必要な施設・設備を確保することが重要である。

① 図書館資料の整備

子どもの読書活動を推進していくためには、公立図書館に、住民や地域の要望を踏まえ、豊富で多様な図書館資料を整備していくことが必要である。

公立図書館の図書館資料の整備については、地方交付税により措置されており、各地方公共団体は、公立図書館の図書館資料の計画的な整備を図るよう引き続き努める。

② 移動図書館の整備

移動図書館によるサービスは、図書館から遠距離にある地域に居住する子どもの読書活動の推進に大変有効であり、図書館の重要な活動の一つである。このため、各地方公共団体は、公立図書館における移動図書館の整備や、その運行回数、サービスポイントの拡充など、利用者の視点に立ったきめ細やかな運用に努める。

③ 図書館の情報化

平成17年現在、来館者が利用できるコンピューターは、都道府県立図書館で96.8%、市（区）町村立図書館で87.0%設置されており、このうちインターネット接続コンピューターは、都道府県立図書館で79.0%、市（区）町村立図書館で51.3%となっている。また、オンライン閲覧目録（OPAC）の導入率は、都道府県立図書館で96.8%、市（区）町村立図書館で77.0%となっている。

情報化の急速な進展に対応するため、各地方公共団体は、来館者用コンピューターの設置率及びオンライン閲覧目録（OPAC）の導入率について、本計画期間中に100%を目指し、公立図書館の情報化に努める。

④ 児童室等の整備

平成17年現在、児童室を置く公立図書館の割合は、63.0%である。国は、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づき、各図書館で児童室や児童コーナーなど、読み聞かせや子どもが読書を行うために必要なスペースを確保するよう、引き続き促していく。

⑤ 障害のある子どものための諸条件の整備・充実

障害のある子どもが自主的に読書活動を行える環境を整備することは極めて重要である。図書館等においては、例えば視覚に障害のある利用者に対して、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物の貸出し並びに閲覧業務を行っており、平成17年現在、録音図書を所有する公立図書館は約20%、点字図書等を所有する公立図書館は約33%となっている。

こうした中で、地方公共団体は、障害のある子どものために、施設整備面での配慮、点字資料、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の充実、貸出し及び閲覧業務の実施、図書館利用の際の介助、対面朗読、郵送や宅配による貸出し等の推進に努める。また、「点字図書」及び「声の図書」の増刷・普及に協力する点訳・朗読奉仕員の養成を行うことなどを通じて、視覚に障害のある子どもの読書活動の推進

のための条件の整備・充実に努める。

(3) 公立図書館の司書の養成・研修

① 司書の養成と適切な配置

司書は、児童図書をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、利用者に対する読書相談、子どもの読書活動に対する指導、ボランティア等との連携促進など、子どもの読書活動を推進する上で極めて重要な役割を担っている。

公立図書館の職員の配置については、地方交付税により措置されており、各地方公共団体は、司書の重要性についての認識を深め、適切な養成や配置に努める。

② 司書の研修の充実

公立図書館の司書は、児童図書や児童文学に関する広範な知識、子どもの発達段階に応じた図書の選択に関する知識及び子どもの読書指導に関する知識・技術を有した上で、子どもや保護者に本の案内や助言を行うとともに、積極的に利用者の相談に応じることが望まれる。さらに、幼稚園や学校に赴いて、児童生徒や教職員に読み聞かせや本の案内、図書館の利用についてのガイダンスを行うなど、学校等との連携を行うことが求められる。

このため、司書がこれらの役割を果たしていくために必要な専門的知識・技術を習得することができるよう、研修の充実を図っていく。

【その他】

1 子どもの読書活動の推進における児童館の役割

児童館は、子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とした施設である。児童館の図書室では、絵本等の児童図書を活用した様々な活動が行われている。中でも保護者や地域のボランティアによる読み聞かせやお話し会などの活動は、図書館における諸活動と同様、子どもが読書に親しむ契機となっているため、これらの活動が一層推進されるよう促していく。

2 子どもの読書活動の推進における大学図書館の役割

子どもの読書活動を推進する上で、地域の大学図書館が有する知見や資料を活用することは有効である。このため、大学図書館の図書資料の図書館への貸出しなど、図書館と大学図書館の連携・協力の推進を促していく。

3 子どもの読書活動の推進における「国際子ども図書館」の役割

国立国会図書館の支部図書館として設置されている「国際子ども図書館」では、納本制度による児童図書の収集・保存、関連資料の収集・保存を行うほか、公立図書館や大学図書館に対する支援や「学校図書館セット貸出し」事業等の学校図書館に対する支援を行っている。

また、図書や展示品の貸出しあはもとより、インターネットによる児童図書に係る各種情報の提供、全国の図書館職員に対する講座の実施、講師の派遣等を行うとともに、情報交換の場の提供等を通じて全館種を対象とした図書館協力を進めるなど、「児童図書のナショナルセンター」としての役割を担っている。このため、図書館や学校図書館と「国際子ども図書館」との連携・協力の推進を促していく。

学校等における子どもの読書活動の推進

【幼稚園等】

1 子どもの読書活動の推進における幼稚園、保育所等の役割

幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園、保育所等において、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に示されているように、幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うよう、その指導の充実を促進する。あわせて、幼稚園、保育所等で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者等に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及する。

また、異年齢交流において、小学生・中学生が幼稚園、保育所等の児童に読み聞かせを行うなど、子どもが絵本等に触れる機会が多様になるよう工夫する。

2 幼稚園、保育所等における子どもの読書活動の推進のための取組

幼稚園、保育所等においても、子どもが絵本等に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めるとともに、保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして、図書の整備を図るよう促していく。また、図書館等の協力を得て、発達段階に応じた図書を選定することへの配慮も促していく。

【小学校・中学校・高等学校等】

1 子どもの読書活動の推進における学校の役割

学校においては、従来から国語などの各教科等における学習活動を通じて、読書活動が行われてきており、子どもの読書習慣を形成していく上で、学校は大きな役割を担っている。

新しい教育基本法の理念を受けて、平成19年6月に改正された学校教育法の第21条においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」(第5号)が新たに規定された。

また、子どもたちの読解力向上が課題とされる中、平成20年の学習指導要領の改訂において、各教科等における言語活動を充実し、引き続き学校図書館の活用を図るとともに、学校における言語環境を整えることが必要とされている。

これら新しい教育基本法、学校教育法、学習指導要領を踏まえ、小学校・中学校・高等学校等における子どもの読書活動の推進を図ることが必要である。

2 学校における子どもの読書活動の推進のための取組

(1) 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

小学校・中学校・高等学校等の各学校段階において、児童生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせることが大切である。その際、知的活動(論理や思考)、コミュニケーションや感性・情緒の基盤となる言語力の育成に資する読書活動を推進することが求められる。このため、国語科を中心としつつ、すべての教科等を通じて様々な文章や資料を読んだり調べたりするなど多様な読書活動を推進する。また、既に3万校を超える学校で実践されている全校一斉の読書活動や、学校での読み聞かせなどの取組を一層普及させる。さらに、学校において推薦図書コーナーを設けたり、卒業までに一定量の読書を推奨するなどの目標を設定したりすることにより、学校や家庭における読書習慣を確立するよう促していく。

他方、各教科等を通じて学校図書館を活用した学習活動や、日々の読書指導の充実を図っていくことも重要である。このためには、司書教諭のみならずすべての教職員が連携して子どもの学習活動・読書

活動を推進していくことが重要であり、各学校における校内研修や研究会などを通じた教職員間の連携を促していく。同時に、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例の紹介などにより、教職員の意識の高揚や指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実に努める。

海外の日本人学校においても、児童生徒が豊かな読書活動を体験できるよう、図書の整備や読書活動の実践事例の紹介など児童生徒の自主的な読書活動に資する取組を推進していく。

(2) 障害のある子どもの読書活動の推進

障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、障害の状態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用、ボランティアによる読書支援等の優れた実践事例の紹介等により、特別支援学校における読書活動支援の推進を図る。また、視覚障害教育情報ネットワークの活用などにより、各特別支援学校で作成した点字図書や全国の点字図書館等の点字データの相互利用、教材作成に関する情報提供等を促進する。

(3) 家庭・地域との連携による読書活動の推進

子どもの読書活動を支援していく上で、学校が家庭・地域と連携して地域ぐるみで子どもの読書活動を推進することが重要である。平成18年5月現在、小学校の69.6%、中学校の16.3%で、保護者や地域住民によりボランティア活動が行われている。

多様な経験を有する地域の人材の協力を得ていくことにより、児童生徒の読書に親しむ態度の育成や読書活動の推進に資する様々な活動を推進していくことが可能となる。このため、「ブックトーク」活動、学校図書館に関する広報活動、図書情報のデータベースの作成などの活動について、さらに地域のボランティア等の人材が十分に活動できるよう支援していく。

また、地域の図書館やボランティア等と連携して、各地域で参考となるような事例の紹介・普及を図り、地域が一体となった子どもの読書活動の推進を図っていく。

3 子どもの読書活動の推進のための学校図書館等の機能強化

学校図書館は、児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等を呼び起こし、豊かな心をはぐくむ、自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する「学習情報センター」としての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されている。特に、学校教育においては、児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力などの「生きる力」をはぐくむことが求められており、学校図書館には、様々な学習活動を支援する機能を果たしていくことが求められる。

(1) 学校図書館の資料、施設、設備等の整備・充実

① 学校図書館資料の整備・充実

子どもの豊かな読書経験の機会を充実していくためには、子どもの知的活動を増進し、様々な興味・関心にこたえる魅力的な学校図書館資料を整備・充実させていくことが必要である。また、各教科、特別活動、総合的な学習の時間において多様な教育活動を展開していくためにも、学校図書館資料を充実していくことが求められている。

このことを踏まえ、平成19年度から平成23年度

までを期間とする新たな「学校図書館図書整備計画」が策定され、公立義務教育諸学校の学校図書館資料を、情報が古くなった図書等の更新を行いつつ、約2,600万冊整備することとして、単年度約200億円、5年間で総額約1,000億円の地方交付税措置が講じられることとされている。第一次基本計画期間の終了に際しても、なお、学校図書館図書標準の達成が十分でない状況を踏まえ、各地方公共団体においては、学校図書館資料の計画的な整備が図られるよう、引き続き努め、学校図書館図書標準の達成を目指す。

また、私立学校についても、学校図書館資料の整備が促進されるよう支援を図っていく。

② 学校図書館施設・設備の整備・充実

学校図書館施設については、読書スペースの整備が進められるよう、新增築を行う際や余裕教室等を学校図書館に改修する際に国庫補助を行っている。

各学校における多様な読書活動の推進が図られるよう、学校図書館の施設や環境についてのモデル的な事例を紹介するとともに、各学級における読書活動を視野に入れた環境整備を促していく。

③ 学校図書館の情報化

学校図書館にコンピューターを整備し、学校図書館図書情報をデータベース化したり、他校の学校図書館や図書館等とオンライン化したりすることにより、自校の学校図書館のみならず、地域全体での図書の共同利用や各種資料の検索、多様な興味・関心にこたえる図書の整備等が可能となる。

平成18年3月現在、コンピューターを整備している学校図書館の割合は47.8%であり、そのうち校内LAN（情報通信網）に接続している学校図書館は54.8%となっている。また、平成18年5月現在、学校図書館の図書情報をデータベース化している公立学校は、小学校で37.6%、中学校で38.5%、高等学校で71.6%である。

学習指導に用いる公立学校の教育用コンピューターの整備については、従来から地方交付税措置による整備が進められており、学校図書館等への効果的な配置を進める。また、学校図書館、コンピューター教室、普通教室、特別教室等を校内LANで接続し、学校内のどこにあっても学校内外の様々な情報資源にアクセスできる環境の整備にも努める。

学校のインターネット接続についても、児童生徒の調べ学習などの活動を展開していく上で大きな効果があることから、従来より地方交付税措置等による整備が進められている。平成19年3月現在、公立学校における超高速インターネットの接続率は35.0%であるが、接続率がおおむね100%になるよう、引き続き整備を促進する。

これらの学校図書館の情報化を推進し、他校の学校図書館や地域の図書館等との連携を通じて、学校図書館資料の共同利用や学校を越えた相互利用の促進・普及を図る。

(2) 学校図書館の活用を推進していくための人的配置の推進

学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップの下、司書教諭が中心となり、教員、事務職員やボランティアが連携・協力して運営し、それぞれの立場から、学校図書館の機能の充実を図っていくことが重要である。

① 司書教諭の配置

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うことから、その配置の促進を図ることが必要である。

学校図書館法第5条及び附則第2項の規定により、平成15年度以降、12学級以上の学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）に、司書教諭を必ず配置しなければならないこととされている。

司書教諭が発令されていない学校における有資格者の発令が促進されるよう、司書教諭の講習を引き続き進めていく。

また、司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮などの工夫を促すとともに、司書教諭の職務内容についての指導資料を活用し、司書教諭の役割等について理解を図る。

② 学校図書館担当事務職員の配置

学校図書館を担当する事務職員は、司書教諭と連携・協力して、学校図書館に関する諸事務の処理に当たっている。今後、学校図書館の活用をさらに充実するため、各地方公共団体における事務職員の配置の取組を紹介して、学校図書館の諸事務に当たる職員の配置を促していく。

民間団体の活動に対する支援

1 子どもの読書活動の推進における民間団体の役割

民間団体は、子どもの読書活動に関する理解や関心を広めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与している。例えば、全国レベルでは、読書週間等のキャンペーン、全国各地を訪問して行う読み聞かせ、フォーラムの開催、読書指導員の養成等が行われ、地域レベルでは、自発的に組織された約5,700のグループにおいて、草の根的に文庫活動、読み聞かせ等が行われている。

2 民間団体の活動に対する支援

国は、子どもの発達段階に応じて、親子での読書活動、本のテーマや内容に沿った効果的な読書活動、読書から離がちな中学生・高校生世代の読書活動を推進する方策に関する研究の成果を普及する。また、読書活動に関連するボランティアのより広範な活動を促すとともに、指導的なボランティアの育成に取り組む。

さらに、子どもの読書活動の推進を図る民間団体の活動をより充実させるとともに、民間団体がネットワークを構築して実施する情報交流や合同研修などの促進を図るため「子どもゆめ基金」をはじめとした助成などにより、これら民間団体の活動を支援していく。

また、地方公共団体においては、子どもの読書活動を推進する活動で公共性が高いと認められるものについては、活動の場の確保のため、域内の公民館等の公共施設の利用に便宜を図るなど、奨励方策を講じることが期待される。

普及啓発活動

1 啓発広報の推進

(1) 「子ども読書の日」を中心とした全国的な啓発広報の推進

「子ども読書の日」（4月23日）は、「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」（法律第10条第1項）に設けられたものである。

このため、国及び地方公共団体は、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい事業を引き続き実施するよう努めるとともに、文字・活字文化についての関心と理解を深めるために設けられた「文字・活字文化の日」(10月27日)においても、その趣旨にふさわしい行事が国民の間で実施されるよう努める。

また、国は、地方公共団体、学校、図書館、子どもの読書活動の推進に取り組む民間団体等と連携を図りながら、ポスター等の作成・配付等を通じて全国的な啓発広報を推進していく。

(2) 各種情報の収集・提供

国は、子どもの読書活動の実態や各地方公共団体、学校、図書館、民間団体等における様々な取組等に関する情報を収集する。そして、子どもの読書活動に関する情報に対して、多くの人々が容易に接し、活用することができるよう、インターネット上に子どもの読書活動の推進に関する専用のホームページを開設し、関連情報を掲載するとともに、これを関係機関・団体等のホームページにリンクさせて情報を広く提供するなど、啓発広報を推進する。

また、地方公共団体や民間団体においても、このような各種情報の提供を幅広く行なうことが期待される。

2 優れた取組の奨励

国は、子どもの読書活動の推進に関し、優れた取組等を行っている者を表彰又は顕彰することにより、関係者の取組の意欲をさらに高め、活動内容の充実を図るとともに、広く国民の間に子どもの読書活動についての関心と理解を深める。

(1) 優れた取組に対する表彰等

国は、子どもの読書活動を推進するため、子どもが読書に興味を持つような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践を行っている学校、図書館、民間団体及び個人に対し表彰を行うことにより、その取組の奨励を図る。

(2) 優良な図書の普及

児童福祉法第8条第7項の規定により、社会保障審議会では、福祉文化分科会を設け、児童の福祉に資する出版物を児童福祉文化財として推薦を行っている。

このような優良な図書は、地域における子どもの読書活動の推進を図る上で有効である。図書館、児童福祉施設、視聴覚ライブラリー等にリストを配付することで、優良な図書を家庭・地域に周知・普及していく。

3 公立図書館に関するもの

(1) ユネスコ公共図書館宣言

(平成6年(1994)11月採択)

社会と個人の自由、繁栄及び発展は人間にとての基本的価値である。このことは、十分に情報を得ている市民が、その民主的権利を行使し、社会において積極的な役割を果たす能力によって、はじめて達成される。建設的に参加して民主主義を発展させることは、十分な教育が受けられ、知識、思想、文化および情報に自由かつ無制限に接し得ることにかかっている。

地域において知識を得る窓口である公共図書館は、個人および社会集団の生涯学習、独自の意志決定および文化的発展のための基本的条件を提供する。

この宣言は、公共図書館が教育、文化、情報の活力であり、男女の心の中に平和と精神的な幸福を育成するための必須の機関である、というユネスコの信念を表明するものである。

したがって、ユネスコは国および地方の政府が公共図書館の発展を支援し、かつ積極的に関与することを奨励する。

公共図書館

公共図書館は、その利用者があらゆる種類の知識と情報をたやすく入手できるようにする、地域の情報センターである。

公共図書館のサービスは、年齢、人種、性別、宗教、国籍、言語、あるいは社会的身分を問わず、すべての人が平等に利用できるという原則に基づいて提供される。理由は何であれ、通常のサービスや資料の利用が出来ない人々、たとえば言語上の少数グループ(マイノリティ)、障害者、あるいは入院患者や受刑者に対しては、特別なサービスと資料が提供されなければならない。

いかなる年齢層の人々もその要求に応じた資料を見つけ出せなければならない。蔵書とサービスには、伝統的な資料とともに、あらゆる種類の適切なメディアと現代技術が含まれていなければならない。質の高い、地域の要求や状況に対応できるものであることが基本的要件である。資料には、人間の努力と想像の記憶とともに、現今の傾向や社会の進展が反映されていなければならない。

蔵書およびサービスは、いかなる種類の思想的、政治的、あるいは宗教的な検閲にも、また商業的な圧力にも屈してはならない。

公共図書館の使命

情報、識字、教育および文化に関する以下の基本的使命を公共図書館サービスの核にしなければならない。

1. 幼い時期から子供たちの読書習慣を育成し、それを強化する。
2. あらゆる段階での正規の教育とともに、個人的および自主的な教育を支援する。
3. 個人の創造的な発展のための機会を提供する。
4. 青少年の想像力と創造性に刺激を与える。
5. 文化遺産の認識、芸術、科学的な業績や革新についての理解を促進する。
6. あらゆる公演芸術の文化的表現に接するようにする。
7. 異文化間の交流を助長し、多様な文化が存立できるようにする。
8. 口述による伝承を援助する。
9. 市民がいかなる種類の地域情報をも入手できるようにする。
10. 地域の企業、協会および利益団体に対して適切な情報サービスを行う。
11. 容易に情報を検索し、コンピュータを駆使できるような技能の発達を促す。
12. あらゆる年齢層の人々のための識字活動とその計画を援助し、かつ、それに参加し、必要があれば、こうした活動を発足させる。

財政、法令、ネットワーク

* 公共図書館は原則として無料とし、地方および国の行政機関が責任を持つものとする。それは特定の法令によって維持され、国および地方自治体により経費が調達されなければならない。公共図書館は、

文化、情報提供、識字および教育のためのいかなる長期政策においても、主要な構成要素でなければならない。

- * 図書館の全国的な調整および協力を確実にするため、合意された基準に基づく全国的な図書館ネットワークが、法令および政策によって規定され、かつ推進されなければならない。
- * 公共図書館ネットワークは、学校図書館や大学図書館だけでなく、国立図書館、地域の図書館、学術研究図書館および専門図書館とも関連して計画されなければならない。

運営と管理

- * 地域社会の要求に対応して、目標、優先順位およびサービス内容を定めた明確な方針が策定されなければならない。公共図書館は効果的に組織され、専門的な基準によって運営されなければならない。
- * 関連のある協力者、たとえば利用者グループおよびその他の専門職との地方、地域、全国および国際的な段階での協力が確保されなければならない。
- * 地域社会のすべての人々がサービスを実際に利用できなければならない。それには適切な場所につくられた図書館の建物、読書および勉学のための良好な施設とともに、相応な技術の駆使と利用者に都合のよい十分な開館時間の設定が必要である。同様に図書館に来られない利用者に対するアウトリーチ・サービスも必要である。
- * 図書館サービスは、農村と都会地といった異なる地域社会の要求に対応させなければならない。
- * 図書館員は利用者と資料源との積極的な仲介者である。適切なサービスを確実に行うために、図書館員の専門教育と継続教育は欠くことができない。
- * 利用者がすべての資料源から利益を得ることができるように、アウトリーチおよび利用者教育の計画が実施されなければならない。

宣言の履行

国および地方自治体の政策決定者、ならびに全世界の図書館界が、この宣言の表明された諸原則を履行することを、ここに強く要請する。

この宣言は、国際図書館連盟（IFLA）の協力のもとに起草された。

（2）公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準 (平成13年7月18日制定)

1 総則

（1）趣旨

① この基準は、図書館法（昭和25年法律第118号）第18条に基づく公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、もって公立図書館の健全な発展に資することを目的とする。

② 公立図書館の設置者は、この基準に基づき、同法第3条に掲げる事項などの図書館サービスの実施に努めなければならない。

（2）設置

① 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対し適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って市（特別区を含む。以下同じ。）町村立図書館の設置及び運営に対する指導・助言等を計画的に行うものとする。

② 市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、公立図書館の設置（適切な図書館サービスを確保できる場合には、地域の実情により、複数の市町村により共同で設置することを含む）に努めるとともに、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、必要に応じ分館等の設置や移動図書館の活用により、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。

③ 公立図書館の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

（3）図書館サービスの計画的実施及び自己評価等

① 公立図書館は、そのサービスの水準の向上を図り、当該図書館の目的及び社会的使命を達成するため、その図書館サービスについて、各々適切な「指標」を選定するとともに、これらに係る「数値目標」を設定し、その達成に向けて計画的にこれを行うよう努めなければならない。

② 公立図書館は、各年度の図書館サービスの状況について、図書館協議会の協力を得つつ、前項の「数値目標」の達成状況等に關し自ら点検及び評価を行うとともに、その結果を住民に公表するよう努めなければならない。

（4）資料及び情報の収集、提供等

① 資料及び情報の収集に当たっては、住民の学習活動等を適切に援助するため、住民の高度化・多様化する要求に十分配慮するものとする。

② 資料及び情報の整理、保存及び提供に当たっては、広く住民の利用に供するため、情報処理機能の向上を図り、有効かつ迅速なサービスを行うことができる体制を整えるよう努めるものとする。

③ 地方公共団体の政策決定や行政事務に必要な資料及び情報を積極的に収集し、的確に提供するよう努めるものとする。

④ 都道府県立図書館と市町村立図書館は、それぞれの図書館の役割や地域の特色を踏まえつつ、資料及び情報の収集、整理、保存及び提供について計画的に連携・協力を図るものとする。

（5）他の図書館及びその他関係機関との連携・協力

公立図書館は、資料及び情報の充実に努めるとともに、それぞれの状況に応じ、高度化・多様化する住民の要求に対応するため、資料や情報の相互利用等の協力活動の積極的な実施に努めるものとする。その際、公立図書館相互の連携（複数の市町村による共同事業を含む。）のみならず、学校図書館、大学図書館等の館種の異なる図書館や公民館、博物館等の社会教育施設、官公署、民間の調査研究施設等との連携にも努めるものとする。

（6）職員の資質・能力の向上等

① 教育委員会及び公立図書館は、館長、専門的職員、事務職員及び技術職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に配慮しつつ、継続的・計画的な研修事業の実施、内容の充実など職員の各種研修機会の拡充に努めるものとする。

② 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の公立図書館の職員の資質・能力の向上を図るために、必要な研修の機会を用意するものとし、市町村教育委員会は、当該市町村の所管に属する公立図書館の職員をその研修に参加させるように努めるものとする。

③ 教育委員会は、公立図書館における専門的職員の配置の重要性に鑑み、その積極的な採用及び待遇改善に努めるとともに、その資質・能力の向上を図る観点から、計画的に他の公立図書館及び学校、社会教育施設、教育委員会事務局等との人事交流（複数の市町村及び都道府県の機関等との人事交流を含む。）に努めるものとする。

2 市町村立図書館

（1）運営の基本

市町村立図書館は、住民のために資料や情報の提供等直接的な援助を行う機関として、住民の需要を把握するよう努めるとともに、それに応じ地域の実情に即した運営に努めるものとする。

（2）資料の収集、提供等

① 住民の要求に応えるため、新刊図書及び雑誌の迅速な確保並びに他の図書館との連携・協力により図書館の機能を十分発揮できる種類及び量の資料の整備に努めるものとする。また、地域内の郷土資料及び行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙等多様な資料の整備に努めるものとする。

② 多様な種類・内容の視聴覚資料の収集に努めるものとする。

③ 電子資料の作成、収集及び提供並びに外部情報の入手に関するサービス等に努めるものとする。

④ 本館、分館、移動図書館等の資料の書誌データの統一的な整備や、インターネット等を活用した正確かつ迅速な検索システムの整備に努めるものとする。また、貸出の充実を図り、予約制度などにより住民の多様な資料要求に的確に応じるよう努めるものとする。

⑤ 資料の提供等に当たっては、複写機やコンピュータ等の情報・通信機器等の利用の拡大に伴い、職員や利用者による著作権等の侵害が発生しないよう、十分な注意を払うものとする。

（3）レファレンス・サービス等

他の図書館等と連携しつつ、電子メール等の通信手段の活用や外部情報の活用にも配慮しながら、住民の求める事項について、資料及び情報の提供又は紹介などを行うレファレンス・サービスの充実・高度化に努めるとともに、地域の状況に応じ、学習機会に関する情報その他の情報の提供を行うレフェラル・サービスの充実にも努めるものとする。

（4）利用者に応じた図書館サービス

① 成人に対するサービスの充実に資するため、科学技術の進展や産業構造・労働市場の変化等に的確に対応し、就職・転職、職業能力開発、日常の仕事等のための資料及び情報の収集・提供に努めるものとする。

② 児童・青少年に対するサービスの充実に資するため、必要なスペースを確保するとともに、児童・青少年用図書の収集・提供、児童・青少年の読書活動を推進するための読み聞かせ等の実施、情報通信機器の整備等による新たな図書館サービスの提供、学校等の教育施設との連携の強化等に努めるものとする。

③ 高齢者に対するサービスの充実に資するため、高齢者に配慮した構造の施設の整備とともに、大活字本、拡大読書器などの資料や機器・機材の整備・充実に努めるものとする。また、関係機関・団体と連携を図りながら、図書館利用の際の介助、対面朗読、宅配サービス等きめ細かな図書館サービスの提供に努めるものとする。

④ 障害者に対するサービスの充実に資するため、障害のある利用者に配慮した構造の施設の整備とともに、

点字資料、録音資料、手話や字幕入りの映像資料の整備・充実、資料利用を可能にする機器・機材の整備・充実に努めるものとする。また、関係機関・団体と連携を図りながら手話等による良好なコミュニケーションの確保に努めたり、図書館利用の際の介助、対面朗読、宅配サービス等きめ細かな図書館サービスの提供に努めるものとする。

⑤ 地域に在留する外国人等に対するサービスの充実に資するため、外国語資料の収集・提供、利用案内やレファレンス・サービス等に努めるものとする。

（5）多様な学習機会の提供

① 住民の自主的・自発的な学習活動を援助するため、読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、又は他の社会教育施設、学校、民間の関係団体等と共に催すなど、多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動の場の提供、設備や資料の提供などによりその奨励に努めるものとする。

② 住民の情報活用能力の向上を支援するため、講座等学習機会の提供に努めるものとする。

（6）ボランティアの参加の促進

国際化、情報化等社会の変化へ対応し、児童・青少年、高齢者、障害者等多様な利用者に対する新たな図書館サービスを展開していくため、必要な知識・技能等を有する者のボランティアとしての参加を一層促進するよう努めるものとする。そのため、希望者に活動の場等に関する情報の提供やボランティアの養成のための研修の実施など諸条件の整備に努めるものとする。なお、その活動の内容については、ボランティアの自発性を尊重しつつ、あらかじめ明確に定めておくことが望ましい。

（7）広報及び情報公開

住民の図書館に対する理解と関心を高め新たな利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信など、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

（8）職員

① 館長は、図書館の管理運営に必要な知識・経験を有し、図書館の役割及び任務を自覚して、図書館機能を十分発揮させられるよう不断に努めるものとする。

② 館長となる者は、司書となる資格を有する者が望ましい。

③ 専門的職員は、資料の収集、整理、保存、提供及び情報サービスその他の専門的業務に従事し、図書館サービスの充実・向上を図るとともに、資料等の提供及び紹介等の住民の高度で多様な要求に適切に応えるよう努めるものとする。

④ 図書館には、専門的なサービスを実施するに足る必要な数の専門的職員を確保するものとする。

⑤ 専門的職員のほか、必要な数の事務職員又は技術職員を置くものとする。

⑥ 専門的分野に係る図書館サービスの向上を図るため、適宜、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

（9）開館日時等

住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定にあたっては、地域の状況や住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館については、適切な周期による運行などに努めるものとする。

（10）図書館協議会

① 図書館協議会を設置し、地域の状況を踏まえ、利用者の声を十分に反映した図書館の運営がなされるよう

努めるものとする。

② 図書館協議会の委員には、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(11) 施設・設備

本基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、開架・閲覧、収蔵、レファレンス・サービス、集会・展示、情報機器、視聴覚機器、事務管理などに必要な施設・設備を確保するよう求めるとともに、また利用者に応じて、児童・青少年、高齢者及び障害者等に対するサービスに必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。

3 都道府県立図書館

(1) 運営の基本

① 都道府県立図書館は、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して資料及び情報を収集、整理、保存及び提供する立場から、市町村立図書館に対する援助に努めるとともに、都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。

② 都道府県立図書館は、図書館を設置していない市町村の求めに応じて、図書館の設置に關し必要な助言を行うよう努めるものとする。

③ 都道府県立図書館は、住民の直接的利用に対応する体制も整備するものとする。

④ 都道府県立図書館は、図書館以外の社会教育施設や学校等とも連携しながら、広域的な観点に立って住民の学習活動を支援する機能の充実に努めるものとする。

(2) 市町村立図書館への援助

市町村立図書館の求めに応じて、次の援助に努めるものとする。

ア 資料の紹介、提供を行うこと。

イ 情報サービスに関する援助を行うこと。

ウ 図書館の資料を保存すること。

エ 図書館運営の相談に応じること。

オ 図書館の職員の研修に關し援助を行うこと。

(3) 都道府県立図書館と市町村立図書館とのネットワーク

都道府県立図書館は、都道府県内の図書館の状況に応じ、コンピュータ等の情報・通信機器や電子メディア等を利用して、市町村立図書館との間に情報ネットワークを構築し、情報の円滑な流通の確保に努めるとともに、資料の搬送の確保にも努めるものとする。

(4) 図書館間の連絡調整等

① 都道府県内の図書館の相互協力の促進や振興等に資するため、都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整に努めるものとする。

② 都道府県内の図書館サービスの充実のため、学校図書館、大学図書館、専門図書館、他の都道府県立図書館、国立国会図書館等との連携・協力に努めるものとする。

(5) 調査・研究開発

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うため、調査・研究開発に努めるものとする。特に、図書館に対する住民の要求や図書館運営にかかる地域の諸条件の調査・分析・把握、各種情報機器の導入を含めた検索機能の強化や効率的な資料の提供など住民の利用促進の方法等の調査・研究開発に努めるものとする。

(6) 資料の収集、提供等

都道府県立図書館は、3の(9)により準用する3の(2)に定める資料の収集、提供等のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア 市町村立図書館等の要求に十分応えられる資料の

整備

イ 高度化・多様化する図書館サービスに資するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録、索引等の作成、編集及び配布

(7) 職員

都道府県立図書館は、3の(9)により準用する2の(8)に定める職員のほか、3の(2)から(6)までに掲げる機能に必要な職員を確保するよう努めるものとする。

(8) 施設・設備

都道府県立図書館は、3の(9)により準用する2の(11)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備を備えるものとする。

ア 研修

イ 調査・研究開発

ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

(9) 準用

市町村立図書館に係る2の(2)から(11)までの基準は、都道府県立図書館に準用する。

4 学校図書館に関するもの

(1) 学校図書館法

(昭和28年8月8日公布 平成19年6月27日最終改正)

(この法律の目的)

第1条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「学校図書館」とは、小学校(特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。) (以下「学校」という。)において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第3条 学校には、学校図書館を設けなければならない。
(学校図書館の運営)

第4条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

1 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。

2 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

3 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。

4 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。

5 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。
(司書教諭)

第5条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせる

ため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

（設置者の任務）

第6条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

（国の任務）

第7条 国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 1 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 2 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 3 前各号に掲げるものの外、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

（2）学校図書館図書標準算定表

（平成5年3月制定）

ア.小学校

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	3,000
3	3,520
4	4,040
5	4,560
6	5,080
7	5,560
8	6,040
9	6,520
10	7,000
11	7,480
12	7,960
13	8,360
14	8,760
15	9,160
16	9,560
17	9,960
18	10,360
19	10,560
20	10,760
21	10,960
22	11,160
23	11,360
24	11,560
25	11,760
26	11,960
27	12,160
28	12,360
29	12,560
30	12,760

イ.中学校

学級数	蔵書冊数
1	4,800
2	4,800
3	5,440
4	6,080
5	6,720
6	7,360
7	7,920
8	8,480
9	9,040
10	9,600
11	10,160
12	10,720
13	11,200
14	11,680
15	12,160
16	12,640
17	13,120
18	13,600
19	13,920
20	14,240
21	14,560
22	14,880
23	15,200
24	15,520
25	15,840
26	16,160
27	16,480
28	16,800
29	17,120
30	17,440

（3）学校図書館の充実及び司書教諭に関する配慮事項

・小・中学校版（平成23年2月県教委作成）

平成9年6月、学校図書館法が改正され、平成15年度から、12学級以上の学校において司書教諭が必置となつた。学校図書館法改正の主旨について「学校図書館は学校教育に欠くことのできないものであり、（中略）学校教育の改革を進めるための中核的な役割を担うことが期待されている。特にこれからの中学校教育においては、児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力等を育むことが求められており、学校図書館の果たす役割はますます重要になってきている。」と示されており、各学校においては、このことに十分留意する必要がある。

また、学習指導要領の総則において「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」とあるように、すべての教員がこれを活用して指導を行うことが求められている。

については、学校図書館の充実が図られ適切な指導が行われるよう、学校図書館の機能や司書教諭の職務の重要性等に関する周知や司書教諭の資質の向上に一層努めていく必要がある。

1 学校図書館の機能

これからの学校図書館には、以下の機能が求められている。

- (1) 児童生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心等を呼び起し、豊かな心をはぐくむ、自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能
- (2) 児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集・選択・活用能力を育成して、教育課程の展開に寄与する「学習・情報センター」としての機能
- (3) 各教科等の授業を改善し、充実させる上での「教員のサポート機能」や子どもたちの「心の居場所」としての学校図書館、また地域・家庭における読書活動の支援などの機能
(「これからの中学校図書館の活用の在り方について（報告）平成21年3月子どもの読書サポートーズ会議」以下「サポートーズ会議報告」とするより)

2 授業における学校図書館の活用の拡大

新しい教育基本法の理念を受けて、平成19年6月に改訂された学校教育法第21条において、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと（第5号）」が新たに規定された。

また、指導要領が改訂され、各教科において言語活動の充実が求められるようになった。言語活動を支える条件の一つとして、中央教育審議会答申（平成20年1月）では、「学校図書館の活用や学校における言語環境の整備の重要性」を取り上げ、「言語に関する能力の育成に当たっては、辞書、新聞の活用や図書館の利用などについて指導し、子どもたちがこれらを通して更に情報を得、思考を深めることが重要である。また、様々なメディアの働きを理解し、適切に利用する能力を高めることも必要である。」としている。さらに、学習指導要領の総則において「学校図書館を計

画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」とあるように、すべての教員がこれを活用して指導を行うことが求められている。

3 学校の配慮事項

学校図書館の機能の充実を図るために、学校における配慮が必要である。

(1) 司書教諭の職務の明確化

ア 司書教諭の法的位置付け

学校図書館法第5条では「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。」また、「前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。」としている。

イ 司書教諭の職務

「司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う」（「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」平成20年3月11日閣議決定、以下「読書活動推進計画」とする）とあるが、2で述べたように授業における学校図書館の活用が求められる中、司書教諭には学校図書館の教育的な活動の面で中心的な役割を果たすことが強く求められるようになっている。例えば、「サポートアーズ会議報告」では、「情報活用能力に関する児童生徒への指導」「学校図書館を活用した指導に関する教員への助言・研修」「教員向け情報提供・教材等準備への協力」等を司書教諭の役割としている。

(2) 校内体制の整備

ア 教職員の協力体制の確立と共通理解

(ア) 学校図書館部等の設置

司書教諭を中心に、図書主任や研修主任、各学年担当等を構成員とした「学校図書館部」を置いて、学校図書館の活性化を図る。

(イ) 学校図書館を活用した授業や読書活動等に関する校内研修を実施することを通して、司書教諭の役割、学校図書館の機能についての共通理解を図る。

イ 司書教諭の職務に専念できる時間の保障

可能な範囲で司書教諭としての職務に専念する時間を確保（授業時間の軽減）できるよう配慮する。

(例)

- ・ 司書教諭が読書指導や利用指導などを行う「図書の時間」を設けるなどして、教育課程において学校図書館活用の時間を位置付ける。
- ・ 司書教諭が調べ学習など学校図書館の機能を活用した授業を支援するチームティーチングの時間を教育課程に位置づける。
- ・ 学校図書館の資料を活用した授業を行う教員のサポートする時間を確保する。

ウ 他の校務分掌の軽減

学校図書館の機能を充実させるには司書教諭の役割は多く、業務は多岐に渡るため、可能な範囲で司書教諭の職務に専念できるよう校務分

掌の軽減を図る。

エ 司書教諭研修会等への積極的参加

県・市町主催や教育研究会主催の研修会、図書館大会等への積極的な参加を促す。

4 学校図書館の充実に向けた取組

学校図書館の機能の充実を図るために、各校の実態に応じて工夫した取組が望まれる。

(例)

・ 学校図書館図書資料の整備・充実

地方交付税措置を活用して学校図書館資料の計画的な整備を図り、図書標準が達成されるよう努める。また、児童（生徒）にとって適切な情報が発信できるよう、計画的な図書の廃棄及び更新を進める。

・ 地域との連携

保護者や地域住民によるボランティア、読書アドバイザー（県読書アドバイザー養成講座修了生）の協力を得て、図書館活動の活性化を図るよう努める。具体的には、読み聞かせや図書の整理、データ入力、図書館の掲示等の補助を依頼することが考えられる。また、寄付などにより、蔵書の充実も考えられる。

資料の借用や公共図書館司書の授業等での活用ができるよう、学校図書館と地域の公共図書館等との連携・協力の体制を作る。

・ 情報化の推進

蔵書のデータベース化や校内LANの整備によるインターネットの利用ができるよう、学校図書館にコンピュータを整備し、学習・情報センター化に努める。

・県立学校版（平成23年2月県教委作成）

平成9年6月、学校図書館法が改正され、平成15年度から、12学級以上の学校において司書教諭が配置となった。学校図書館法改正の主旨について「学校図書館は学校教育に欠くことのできないものであり、（中略）学校教育の改革を進めるための中核的な役割を担うことが期待されている。特にこれから学校教育においては、児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力等を育むことが求められており、学校図書館の果たす役割はますます重要になってきている。」と示されており、各学校においては、このことに十分留意する必要がある。

また、学習指導要領の総則において「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」とあるように、すべての教員がこれを活用して指導を行うことが求められている。

については、学校図書館の充実が図られ適切な指導が行われるよう、学校図書館の機能や司書教諭の職務の重要性等に関する周知や司書教諭の資質の向上に一層努めていく必要がある。

1 学校図書館の機能

これからの学校図書館には、以下の機能が求められている。

- (1) 児童生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心等を呼び起こし、豊かな心をはぐくむ、自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能

- (2) 児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集・選択・活用能力を育成して、教育課程の展開に寄与する「学習・情報センター」としての機能
- (3) 各教科等の授業を改善し、充実させる上での「教員のサポート機能」や子どもたちの「心の居場所」としての学校図書館、また地域・家庭における読書活動の支援などの機能（「これからの学校図書館の活用の在り方について（報告）平成 21 年 3 月子どもの読書サポーターズ会議」以下「サポートーズ会議報告」とするより）

2 授業における学校図書館の活用の拡大

新しい教育基本法の理念を受けて、平成 19 年 6 月に改訂された学校教育法第 21 条において、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと（第 5 号）」が新たに規定された。

また、学習指導要領が改訂され、各教科において言語活動の充実が求められるようになった。言語活動を支える条件の一つとして、中央教育審議会答申（平成 20 年 1 月）では、「学校図書館の活用や学校における言語環境の整備の重要性」を取り上げ、「言語に関する能力の育成に当たっては、辞書、新聞の活用や図書館の利用などについて指導し、子どもたちがこれらを通して更に情報を得、思考を深めることが重要である。また、様々なメディアの働きを理解し、適切に利用する能力を高めることも必要である。」としている。さらに、学習指導要領の総則において「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」とあるように、すべての教員がこれを活用して指導を行うことが求められている。

3 学校の配慮事項

学校図書館の機能の充実を図るために、学校における配慮が必要である。

(1) 司書教諭の職務の明確化

ア 司書教諭の法的位置付け

学校図書館法第 5 条では「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。」また、「前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもって充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。」としている。

イ 司書教諭の職務

「司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う」（「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」平成 20 年 3 月 11 日閣議決定、以下「読書活動推進計画」とする）とあるが、2 で述べたように授業における学校図書館の活用が求められる中、司書教諭には学校図書館の教育的な活動の面で中心的な役割を果たすことが強く求められるようになっている。例え

ば、「サポートーズ会議報告」では、「情報活用能力に関する児童生徒への指導」「学校図書館を活用した指導に関する教員への助言・研修」「教員向け情報提供・教材等準備への協力」等を司書教諭の役割としている。

(2) 校内体制の整備

ア 教職員の協力体制の確立と共通理解

（ア）学校図書館部等の設置

司書教諭を中心に、図書主任や研修主任、各学年担当等を構成員とした「学校図書館部」を置いて、学校図書館の活性化を図る。

（イ）学校図書館を活用した授業や読書活動等に関する校内研修を実施することを通して、司書教諭の役割、学校図書館の機能についての共通理解を図る。

イ 他の校務分掌上の配慮

学校図書館の機能を充実させるには司書教諭の役割は多く、業務は多岐に渡るため、可能な範囲で司書教諭の職務に専念できるよう校務分掌上の配慮に努める。

ウ 司書教諭研修会等への積極的参加

県・市町主催や教育研究会主催の研修会、図書館大会等への積極的な参加を促す。

4 学校図書館の充実に向けた取組

学校図書館の機能の充実を図るために、各校の実態に応じて工夫した取組が望まれる。

（例）

・学校図書館図書資料の整備・充実

地方交付税措置を活用して学校図書館資料の計画的な整備を図り、図書標準が達成されるように努める。また、児童（生徒）にとって適切な情報が発信できるよう、計画的な図書の廃棄及び更新を進める。

・地域との連携

保護者や地域住民によるボランティア、読書アドバイザー（県読書アドバイザー養成講座修了生）の協力を得て、図書館活動の活性化を図るように努める。具体的には、読み聞かせや図書の整理、データ入力、図書館の掲示等の補助を依頼することが考えられる。また、寄付などにより、蔵書の充実も考えられる。資料の借用や公共図書館司書の授業等での活用ができるよう、学校図書館と地域の公共図書館等との連携・協力の体制を作る。

・情報化の推進

蔵書のデータベース化や校内 LAN の整備によるインターネットの利用ができるよう、学校図書館にコンピュータを整備し、学習・情報センター化に努める。

平成22年度静岡県読書活動推進会議委員

	氏名	役職	所 属	備 考
1	江崎 直利	副理事長	静岡県書店商業組合	副委員長 民間(書店)
2	大野 正恵	園長	袋井市立浅羽北幼稚園	保育所・幼稚園関係
3	勝山 高	副会長	静岡県読み聞かせネットワーク	民間(読書推進)
4	川村 美智	専任部長	株式会社静岡新聞社編集局学芸部	民間(マスコミ)
5	粉川 克彦	校長	静岡市立清水江尻小学校 (静岡県教育研究会学校図書館部長)	学校(小・中学校)
6	小谷田 照代	司書教諭	沼津市立大岡小学校	学校(学校図書館)
7	柴野 佳代子	副会長	静岡県地域活動連絡協議会	民間(子育て)
8	鈴木 幸平	校長	県立清水東高等学校 (静岡県高等学校図書館研究会長)	学校(高校)
9	鈴木 節子	課長	健康福祉部福祉こども局子育て支援課	行政(子育て)
10	鈴木 雄介	会長	静岡県読書推進運動協議会	民間(読書推進)
11	土屋 光永	館長	県立中央図書館	公立図書館
12	仲本 由加	副主任	県立藤枝西高等学校	学校(学校図書館)
13	林 左和子	准教授	静岡文化芸術大学文化政策学部 (静岡県図書館情報学教育研究会)	委員長 学識経験者
14	村本 幸雄	校長	県立天竜特別支援学校	学校(特別支援学校)

(50音順 敬称略 役職等は委員委嘱時)

静岡県子ども読書活動推進計画 - 第二次計画 -

平成 23 年 3 月

静岡県教育委員会

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号

電 話 054-221-3160 (社会教育課)

F A X 054-221-3362

E-mail kyoui_shakyo@pref.shizuoka.lg.jp